

飯田市多文化共生社会推進計画 第2次改定版(案)

～地球市民として、共に生きる～

計画実施年度:2021年度(令和3年度)～2024年度(令和6年度)

2021年3月
飯田市

目 次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 第2次計画の策定を取り巻く動向	4
3 第2次計画の位置づけ	5
4 第2次計画の期間	5
5 第2次計画策定の体制	5
第2章 多文化共生社会推進における現状と課題	6
1 統計からみる外国人住民の現状	6
2 外国人住民意識調査からみる現状	7
3 前計画期間中の状況からの分析	10
4 前計画における取組の振り返りと今後の課題	11
第3章 計画の視点と施策	14
1 基本理念	14
2 基本的な視点と施策	14
3 重点課題と解決の方向性	15
4 課題解決の方向性を踏まえた重点施策	15
第2次計画の体系図	16
第4章 実行計画	17
1 定住生活の支援	17
2 人権・多文化共生社会推進のための国際理解・国際交流の推進	22
第5章 計画推進の役割分担と推進体制	24
1 役割分担	24
2 推進体制	25
飯田市多文化共生市民会議委員名簿	25
飯田市多文化共生社会推進庁内会議構成課等	26
資料編	
飯田市外国人住民意識調査結果	27

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

飯田市には、2020年（令和2年）3月末現在、2,294人の外国人住民が暮らしています。歴史的に見ると、第2次世界大戦前から飯田下伊那地域では、8,000人以上の人々を満蒙開拓団として送り出しましたが、1980年代を前後して徐々に中国に渡った人々が帰国し、家族を呼び寄せ、この地域に定住するようになりました。

また、1990年（平成2年）の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）の改正により、精密機械工業が盛んな飯田市にもブラジルを主とした多くの南米の日系二世が労働力として雇用され、外国人住民数は2003年（平成15年）に3,200人を超えピークを迎えました。その後、リーマンショックの影響で多くのブラジル人住民が職を失って帰国、あるいは転出し、現在は300人強のブラジル人住民が暮らしています。

1988年（昭和63年）には、フランスの「シャルルヴィル・メジエール市」と、人形劇文化の振興を縁として友好都市提携を結び、人形劇による文化交流が始まりました。これをきっかけに、1989年（平成元年）には、地域の国際交流推進のため、民間団体が中心となって飯田国際交流推進協会が設立され、「小さな世界都市」という考え方も民間レベルで提唱され始めました。

こうした中で、言葉の壁の違いにより、外国人住民が日常生活に必要な情報が十分に得られなかったり、近隣住民とのコミュニケーションが思うように取れず孤立したり、外国人住民と地域住民との間で文化や習慣の違いから誤解やトラブルが生じるといった問題が発生してきました。飯田市ではこうした問題を解決するため、多様性を認め合うことで、お互いを理解し、地域に共に生きる仲間として意識しあう多文化共生の意識づくりや多文化共生に関わる様々な取組を推進してきました。

グローバルな時代が進展する中、世界に目を向けてみると、「多様性」をキーワードに、外国人材を積極的に受け入れ、経済発展につなげている国が数多くあります。日本においては、人口減少、少子高齢化の時代を迎え、生産年齢人口が減少する中、様々な業種で人手不足が深刻化しています。このため、積極的に外国人材を雇用している企業も少なくありません。こうした人材は、単なる労働者ではなく、その地域に暮らす生活者でもあります。そこで、自治体においてもこうした外国人材の持つ能力を生かし、外国人住民とともに地域活性化に取り組むことで、少子高齢化の危機を乗り越えることができる可能性を秘めています。

リニア中央新幹線開通が迫る中、リニアがもたらす大交流時代においては、観光インバウンドも含め、多くの外国人が飯田へ訪れる機会が生まれます。外国人住民にとっても住みやすい環境を整備するとともに、外国人住民も地域を支える一員として、また地域の産業振興の担い手として、飯田市民として共に生きる地域社会づくりを進めることで、地域の持続的な発展の実現に寄与することが期待できます。

飯田市では、市民・事業者・ボランティア団体等と連携・協力して外国人住民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進していくため、2007年（平成19年）3月に「飯田市多文化共生社会推進基本方針」（以下「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、「社会的・文化的な差異を当然のこととして認め、日本人住民も外国人住民も地球市民として共に生きていくことが必然となる21世紀においては、お互いが理解し合い、尊重し合うことが重要である」という考え方が基本となっています。そしてこの基本方針では、「飯田市内に様々な国籍の居住者が増えたことにより、国籍や民族、文化の違い

を豊かさとして活かし、全ての人々が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことが出来る多文化共生社会の実現が必要」とであると掲げています。

そこで、飯田市では2012年（平成24年）3月に「飯田市多文化共生社会推進計画（2012年度～2016年度）」を策定し、多文化共生社会の実現のために各種の施策を推進してきました。今回は、前回の改定計画（以下「前計画」という）の計画期間終了に伴い、リニア時代の到来が迫る中で、小さな世界都市の具現化に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止という新たな課題も踏まえながら、これまで行ってきた外国人住民への定住支援と、外国人住民との多文化共生意識の向上を施策の柱とし、改定（以下「第2次計画」という）するものです。

2 第2次計画の策定を取り巻く動向

（1）国の動向

法務省のまとめによると、全国の2019年（令和元年）12月末時点での在留外国人数は293万3,137人となっています。前年12月（平成30年）に比べ、20万2,044人増となり、過去最高となりました。在留外国人数は入管法の在留資格再編が行われた平成2年（1990年）以降、右肩上がりに増加してきました。国は、入管法の改正により、2019年（平成31年）4月に新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設し、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に推進していくことにしています。そのため、2018年（平成30年）12月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」）を2019年（令和元年）6月に改訂し、様々な関連施策を省庁が横断して実施してきました。多文化共生社会推進政策を所管する総務省でも、総合的対応策の改訂に伴い、「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行いました。

また、外国人住民との共生には、日本語教育の充実が欠かせないことから、2019年（令和元年）6月に日本語教育推進法が施行され、国、地方自治体、事業主の日本語教育に対する責務が明確化されました。

（2）長野県の動向

長野県でも、最近の外国人住民を取り巻く環境の変化を踏まえて、2015年（平成27年）に策定した長野県多文化共生社会推進指針を改定し、国籍を問わず地域住民が多文化共生社会の形成に向かって学びを重ね、「しんしゅう多文化共生新時代」を創造することを基本目標としています。

（3）新型コロナウイルス感染拡大の影響

2020年（令和2年）1月から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人住民の雇用や生活、子どもの教育など様々な面で深刻な問題も生じました。外国人住民が雇い止めになったり、近年増加傾向にある技能実習生が研修を終えても国内に足止めされるなど、特に雇用の面から外国人住民の生活を脅かす事態が生じています。新型コロナウイルス感染症の影響は広範で長期にわたることが見込まれるため、これまでも増して外国人住民の定住支援の重要性が高まっています。

3 第2次計画の位置づけ

この計画は、「いいだ未来デザイン2028」との連携・共創によって、まちづくりを進める市の分野別計画です。多文化共生社会を推進することで、「いいだ未来デザイン2028」が掲げる8つのまちの姿と人口ビジョンの実現を目指します。計画は、「小さな世界都市」の実現をめざす前計画を基本に据えつつ、国等の施策の動向や市民の意向を踏まえたものとしています。

4 第2次計画の期間

第2次計画の期間は、2021年度（令和3年度）から、2024年度（令和6年度）までの4年間とします。なお、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

5 第2次計画策定の体制

第2次計画は、15名からなる飯田市多文化共生市民会議の委員と飯田市多文化共生社会推進庁内会議の職員で検討し、必要に応じて多文化共生社会推進にかかる関係者等からもヒアリングを行い、策定を行いました。（飯田市多文化共生市民会議委員名簿は第5章に掲載）

※多文化共生

国籍や民族・文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことをいいます。（飯田市多文化共生社会推進基本方針より）

※外国人住民

外国人住民と日本人住民とを分け隔てないことが多文化共生社会推進の基本ですが、本計画はこれまで総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に基づいており、当該プランでは「外国人住民」と表現しています。このため、第2次計画ではこれに倣い「外国人住民」と表記します。なお、この外国人住民には、ルーツを外国に持つ日本国籍の方も含まれます。

※特定技能1号

建設業、農業、宿泊業、外食業等、14の業種で、相当程度の知識または経験を必要とする技能で従事できる在留資格。この在留資格を得ると、最長で5年間、日本に在留することができます。ただし、在留期間中の家族の帯同は認められていません。

※特定技能2号

建設業と造船・船用工業（船舶に搭載するエンジン、プロペラ等の製造）の2業種で、熟練した技能を要する職種に従事できる在留資格。この在留資格を得ると、指定された年数で更新すれば、在留期間に上限はなく、条件を満たせば永住権を取得することもできます。また、在留期間中、家族の帯同も認められています。

コラム 小さな世界都市

小さな世界都市については、例えば2010年（平成22年）に策定されたリニア将来ビジョンでは、「リニア中央新幹線開通によるグローバル化の進展を活かし、地域特有の伝統や普遍性のある文化（例：人形劇）を外からの文化と融合しネットワークを構築したり、世界からの研究開発機能の集積等、人のつながりを大切にする風土を活かしたまち」と示されています。リニアがもたらす大交流時代における「小さな世界都市」の実現には、グローバルな視野を持ち、地域における次代の担い手として活躍できる人材を育成する必要があります。例えば、飯田市教育委員会では市内の全小中学校で実施している地域資源を地域の人材から学ぶ「ふるさと学習」に、Gの視点（グローバルな視点）を加えた学習を推進する「LG（地域・地球）飯田こども未来事業」に取り組んでいます。

地方都市は大都市と違って、人口減少による人材不足や財政力にも限界があり、あらゆる分野で国際化を進めていくことは不可能ですが、市田柿に代表される農産物や、精密機械工業の技術が、国内にとどまらず国際的にも評価されるグローバルな価値として認められ、このような価値を切り口に、飯田市が地方の小さな自治体でも世界とつながることができ、「小さな世界都市」として認知されていくことにつながります。飯田市がこのような「小さな世界都市」を実現していくために、地域における多様な価値観を認め合い、外国人住民と共生していく多文化共生社会の推進が、今後もおお一層求められます。

第2章 多文化共生社会推進における現状と課題

1 統計からみる外国人住民の現状

飯田市の外国人住民数は2020年（令和2年）3月末時点で2,294人となっており、飯田市の総人口に占める割合は約2.3%となっています。国籍別にみると、中国籍が978人で最も多く、全体の42.6%を占めています。次いでフィリピン籍473人（20.6%）ブラジル籍318人（13.8%）、と続いており、全体では31か国に及びます（表1）。中国籍が多い理由は中国帰国者が多いことに起因しています。在留資格別にみると、永住者※が1,143人（49.8%）、定住者※が254人（11%）、日本人の配偶者等や永住者の配偶者等が231人（10%）などとなっており、外国人住民のうち70%以上が定住していることがわかります（表2）。一方、最近では技能実習生が急増し、特にベトナム籍の外国人住民254人のうち大半が技能実習生です。1990年（平成2年）に入管法が改正されて以来、飯田市においても外国人住民数は増加し続け、2003年（平成15年）のピーク時には3,243人となりました（次頁図1）。その後、長引く不況や東日本大震災の影響等から減少傾向にあったものの、近年では横ばい・微増傾向に転じています。中でも永住者の数は増加しており、飯田市に住み続けることを希望する人の割合が増えています。

また、2020年（令和2年）5月1日の統計によると、市内の小中学校には180人の外国人児童生徒等が通学しています。飯田市教育委員会学校教育課のまとめによれば、日本国籍も含め、80人以上の外国人児童生徒等が日本語指導などの特別な指導を必要としています。特に学齢の途中で編入学する外国人児童生徒等は、適切な指導が必要とされています。

※永住者…法務大臣が認める永住権を得て日本に居住する外国人

※定住者…法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める外国人

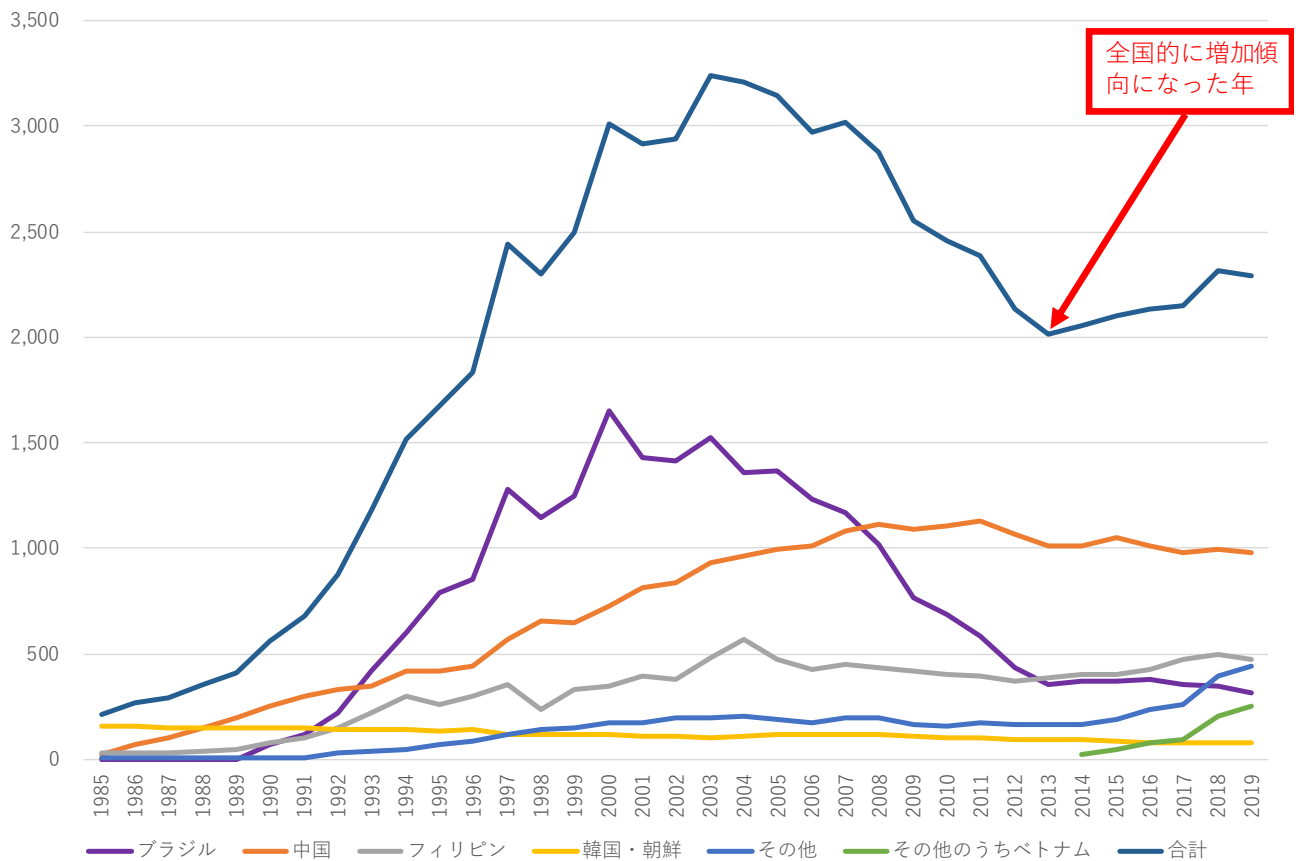
（表1：2020.3末の国籍別外国人住民内訳：単位人）

中国	978
フィリピン	473
ブラジル	318
ベトナム	254
韓国・朝鮮	79
スリランカ	37
タイ	36
台湾	20
米国	20
ネパール	13
その他	66
合計	2,294

（表2：在留資格別外国人住民内訳：単位人）

永住者	1,143
技能実習	443
定住者	254
日本人の配偶者等	147
永住者の配偶者等	84
特別永住者	55
技術・人文知識・国際業務	54
家族滞在	45
技能	26
特定活動	13
教育	8
特定技能1号	7
企業内転勤	4
経営・管理	4
留学	3
宗教	2
未取得	2
合計	2,294

(図1：外国人住民の人口推移)

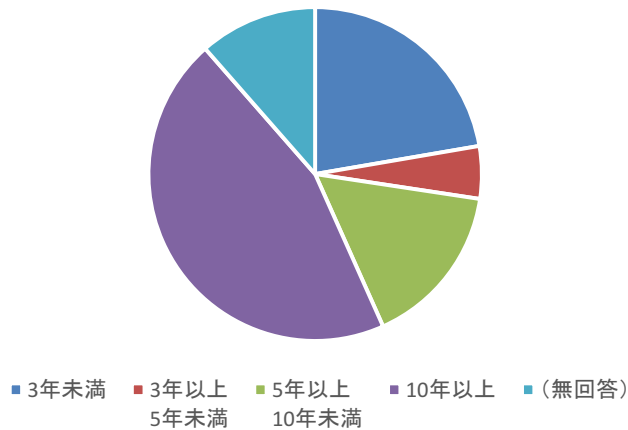


2 外国人住民意識調査からみる現状

2020年度（令和2年度）に行った外国人住民意識調査によると、回答者のうち飯田市に5年以上住んでいる外国人住民は60%を超えています（次頁図2）。さらに永住希望の有無に関する質問についても希望者の割合が80%以上を占める結果となっています（次頁図3）。また、飯田市について住みやすい、どちらかといえば住みやすい地域であると回答した人は80%以上にのぼり、定住化が進んでいる傾向にあります（次頁図4）。飯田への滞在予定は長期化していますが回答者の約30%は「仕事があれば」という条件が伴っており、永住していくためには就労問題が大きく関わっていることがわかります。就労先については回答者の60%以上が製造業に従事しており、製造業従事者の割合が非常に高いことが伺えます（9頁図5）。また、雇用形態をみると、正規雇用者の割合は約18%に対して派遣・契約・パートアルバイトなどが約38%を占め、不安定雇用が多い実態があります。（9頁図6）また、生活における不安について「自分、家族の健康」、「仕事」、「生活上のルールがわからない」「日本語がわからない」等の回答が多くなっています。

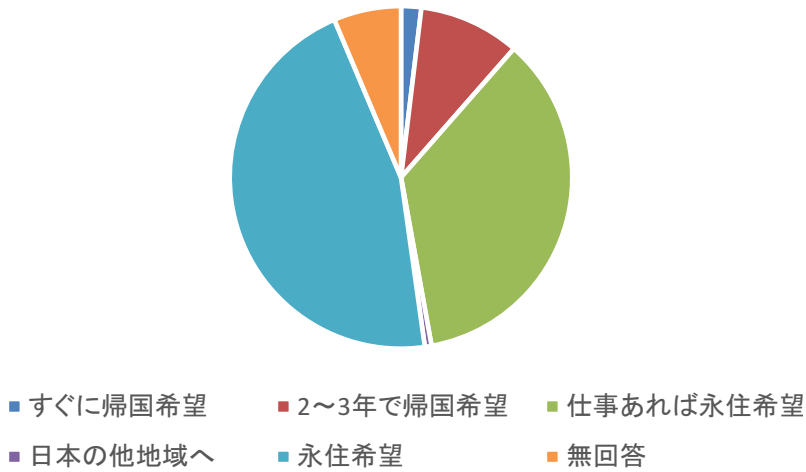
特に日本語理解については日常生活の様々な場面で、日本語を習得していないことが大きなハンディキャップとなっており、教育や就労の現場のみならず、生活や将来設計など日本で生活していく上で欠かせない事項についての知識が不足しています。日本語教室などのボランティア活動が行われていますが、近年の技能実習生の増加に伴い、ボランティアが運営する地域の日本語教室に就労、定着のための日本語学習が求められており、教室の運営に負担もかかっています。このため、技能実習生のための日本語教室のあり方について検討が必要と考えられます。

(図2：飯田市での滞在年数)



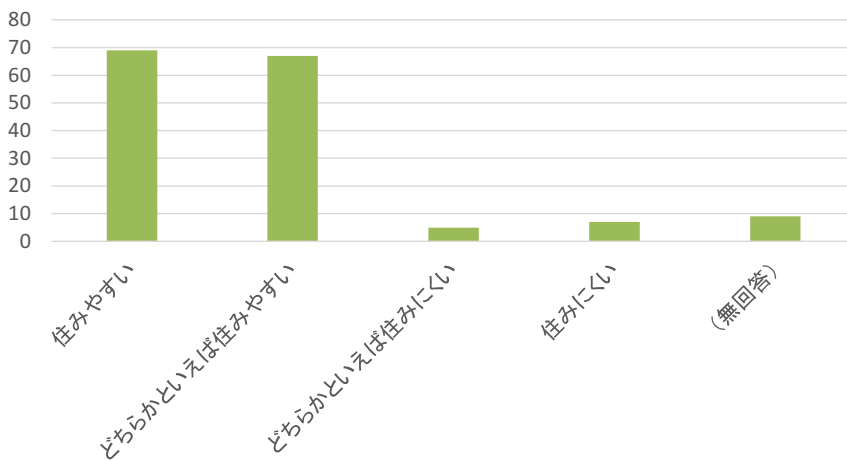
3年未満	35
3年以上5年未満	8
5年以上10年未満	25
10年以上	71
無回答	18
回答合計	157

(図3：飯田市での在住予定)



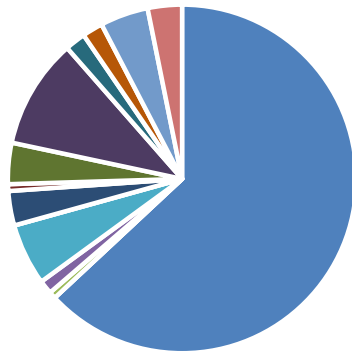
すぐに帰国希望	3
2～3年で帰国希望	15
仕事あれば永住希望	56
日本の他地域へ	1
永住希望	72
無回答	10
回答合計	157

(図4：飯田市の住みやすさ)



住みやすい	69
どちらかといえば住みやすい	67
どちらかといえば住みにくい	5
住みにくい	7
無回答	9
回答合計	157

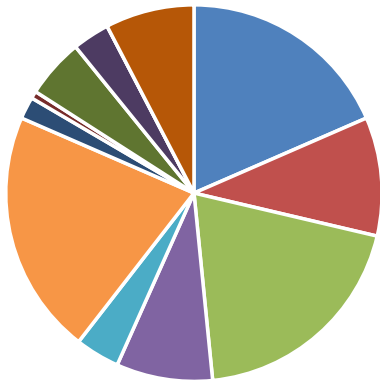
(図5：職種)



工場（製造）	99
事務職	0
営業	1
運送・運転	2
接客・サービス	9
農林業	0
通訳・翻訳	5
講師	1
主婦・主夫	6
無職	16
求職・失業	3
学生	3
その他	7
無回答	5
回答合計	157

- 工場(製造) ■ 事務職 ■ 営業 ■ 運送・運転 ■ 接客・サービス
- 農林業 ■ 通訳・翻訳 ■ 講師 ■ 主婦・主夫 ■ 無職
- 求職・失業 ■ 学生 ■ その他 ■ (無回答)

(図6：雇用形態)



正規	29
契約	16
派遣	31
パート・バイト	13
自営・役員	6
研修・実習	33
学生	3
休職・失業	1
無職	8
主婦・主夫	5
その他	0
無回答	12
回答合計	157

- 正規 ■ 契約 ■ 派遣 ■ パート・バイト
- 自営・役員 ■ 研修・実習 ■ 学生 ■ 休職・失業
- 無職 ■ 主婦・主夫 ■ その他 ■ (無回答)

3 前計画期間中の状況からの分析

(1) 国籍別人口上位3位について

近年、中国出身者は1,000人弱、フィリピン出身者は500人弱で推移しており、ブラジル出身者は、リーマンショックで一気に減少し、近年は微減傾向にあります。中国出身者の7割近く、フィリピン及びブラジル出身者の半数程度が永住者で、中長期在留化が進んでいます。これにより、高齢化も進展しています。一方、中国、フィリピン出身の技能実習生も多く、全体の4割程度を占めています。

(2) ベトナム国籍の増加

市内に在住するベトナム出身者のほとんどが、監理会社等を通じて企業に派遣される技能実習生です。産業界全体が人手不足であり、単純労務で技能実習生を雇用する傾向がうかがえます。こうした実習生は単独世帯で、技能実習期間中のみ、市内に短期的に在留する者がほとんどです。また、ここ1～2年、スリランカ、ミャンマー、ネパールからの技能実習生が現れ始めています。

(3) 技術・人文知識・国際業務資格者の増加

2017年（平成29年）3月末の時点で12名だった上記資格での在留者が、2020年（令和2年）の時点で4倍以上に急増しました。当該資格は、一般的には、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等です。産業界全体がこうした技能を有する人材においても人手不足であり、国籍を問わず優秀な人材を雇用する傾向になっている、と考えられます。

(4) コミュニケーション推進における現状

出身国によって違いがあるものの、定住外国人住民は趣向等が合う者同士でコミュニティを作り、その中で支えあいながら様々な活動を行う傾向にあります。また、定住外国人住民を中心に、地域活動に積極的に参画する者、日本人住民との橋渡し役になる者が現れ活躍しています。

4 前計画における取組の振り返りと今後の課題

前計画においては、(1) コミュニケーション支援、(2) 子どもの教育支援、(3) 生活支援、(4) 地域社会参画支援、(5) 安全安心な言語バリアフリーのまちづくり、(6) 人権・多文化共生、国際理解の推進の6つを施策の柱として取り組んできました。以下は、その実施状況と課題認識です。

(1) コミュニケーション支援

【外国人住民が安定的な定住生活を図るための、日本語習得を中心とした支援】

実施状況	課題認識
<p>1. 日常生活やコミュニケーション促進に必要とされる日本語学習を行う日本語教室の運営に、多くの外国人住民や地域住民が参加して、外国人住民の日本語学習に寄与した。</p> <p>2. 飯田市公民館を中心に、日本語学習、指導支援者を対象とした研修会や、新たな指導者の発掘、育成が行われた。</p>	<p>1. 技能実習生の増加に伴い、地域のボランティア教室に就労、定着のための日本語学習が求められており、負担がかかっている。</p> <p>2. 地域で外国人労働者を雇用する企業の意向も踏まえながら、交通手段の課題も含めて外国人労働者向けの日本語学習のあり方について研究する必要がある。</p> <p>3. 引き続き指導者に対する継続的な研修や、指導機会の創出、新たな指導者の育成が必要である。</p> <p>4. 保護者と子どものコミュニケーションが円滑に行われていない部分もある。(母語で話す親、母語がわからない子ども)</p>

(2) 子どもの教育支援

【日本語指導が必要な児童生徒への将来を見据えた教育環境の整備】

実施状況	課題認識
<p>1. 義務教育課程においては、外国人住民集住地区における校内日本語教室の運営、外国人児童生徒共生支援員の確保と配置、指導者同士のスキルアップ研修の実施など、学校における日本語教室の運営が安定的に実施されている。</p> <p>2. 就学前の相談についても、必要とされる未就学児童とその保護者に行われている。また、高校進学に向けては、地域の国際交流団体が、飯田市と協働して外国人児童生徒等に対する高校進学ガイダンスを実施している。</p>	<p>1. 高校教育課程になると、義務教育課程まで行われていた支援が途切れ、保護者にも高校教育課程に関する情報が十分行き届いていない。外国人児童生徒等の将来に向けた支援体制が整っているとは言い難い。</p> <p>2. 保護者の子どもの学校での教育や高校、大学への進学に関する理解と情報不足から、子どもの学習能力が向上しなかったり、進学に対して保護者が十分に支援できないケースがある。</p> <p>3. 引き続き指導者に対する継続的な研修や、指導機会の創出、新たな指導者の育成が必要である。</p>

(3) 生活支援

【外国人住民が、自立し、安心して生活できるための支援】

実施状況	課題認識
<p>1. 多言語対応相談員の配置については、定住化の進む中国語、ポルトガル語、英語・タガログ語に加え、技能実習生を中心に急増しているベトナム語の相談員配置や多言語音声翻訳機の導入により、体制の充実を図った。</p> <p>2. 市政情報番組、行政情報提供文書の多言語化等で、外国人住民にとって必要な情報を通年にわたって提供した。</p>	<p>1. 多言語での情報発信にも限界があるため、これを補完する「やさしい日本語」の活用を全庁的に推進していく必要がある。また、多言語音声翻訳機器も活用して、多言語での対応を強化していく必要がある。</p> <p>2. 飯田市として、外国人住民の就労支援にどのような支援を行うことができるかを検討する必要がある。</p> <p>3. 情報発信手法については、これまでの取組を継続しつつ、外国人住民の情報収集の傾向に即した発信のあり方を検討する必要がある。</p>

(4) 地域社会参画支援

【外国人住民の地域参画を促し、多様性を活かした地域づくりの推進】

実施状況	課題認識
<p>1. 日本人住民も含めて、各地区のまちづくり委員会が継続的に加入を促進しており、一定の成果が出ている。</p> <p>2. 外国人住民集住地区等において、多文化共生の意識醸成と外国人住民の地域活動参画を促す意識啓発活動が実施されている。</p>	<p>1. 外国人住民と日本人住民が相互理解し、多文化共生の意識を醸成し、互いが共生するモデル地区構築の取組を通じて、地域活動や自治組合参加促進につなげる必要がある。特に、集合住宅等に居住して、自治活動組織(自治組合)に加入していない外国人住民を中心に、地域住民との接点が全くない状況がある。このため、地域での多文化共生意識がほとんど醸成されない地域もある。</p> <p>2. 外国人住民のコミュニティが自主的に活動できる拠点づくりが必要である。</p>

(5) 安全安心な言語バリアフリーのまちづくり

【訪れた人々が日本語が困難でも安全安心に過ごし、交流できる環境づくり】

実施状況	課題認識
<p>1. 防災意識の啓発については、危機管理部局と自治振興部局の双方から、訓練や研修の実施等を通じて外国人住民の防災に対する意識を高める取組を継続的に実施している。</p> <p>2. わかりやすい情報発信手法として、「やさしい日本語」については、ここ数年で研修会を</p>	<p>1. これまでの検討経過を整理して、「多言語支援センター」が災害時に開設できるような体制づくりを行うことが急務である。</p> <p>2. 医療通訳アプリ等、人的通訳を介しない手法での医療通訳手法により、医療通訳のニーズに対応していくことが必要である。</p>

<p>開催する中で、その有効性を庁内や市民と共有することができている。</p> <p>3. 飯田市の医療通訳試行制度については、日常的なニーズではないため、通訳の確保が困難である。試行制度の利用者は、ここにきて増加傾向にある。また、介護通訳派遣制度の活用や、中国語対応可能な介護施設の案内をするなどの取組が行われた。</p> <p>4. インバウンド推進の中で、観光案内ツールの多言語化に継続的に取り組んでいる。</p>	<p>3. 定住化が進む、中国、ブラジル出身の住民については、高齢化が進行しており、介護通訳の対応等の高齢化に対応する取組を進めていく必要がある。</p> <p>4. 飯田市に在住する外国人住民が積極的に地域の魅力を、日本人住民とは違った視点から発信して誘客する仕掛けも必要である。</p>
--	---

(6) 人権・多文化共生、国際理解の推進

【地域への誇りや愛着を持ち、地球規模の視点・素養を持てる人材が育つ地域社会の育成】

実施状況	課題認識
<p>1. カンボジアスタディツアーや地域の国際化を研究する等、高校生を対象とした多文化共生、国際理解教育の取組が行われている。</p> <p>2. 日本語学習の機会をとらえて、外国人住民が外国の文化や言語を学んだり体験する取組が公民館を中心に行われている。</p> <p>3. 「飯田国際交流のタベ」等、国際交流のみならず、相互の文化を理解する取組が行われている。</p>	<p>リニア時代を見据え、観光・文化交流、市民に対する人権の視点も見据えた多文化共生、国際理解の推進により、飯田市が「小さな世界都市」であることを具体的に示していく必要がある。</p>

(7) 総括

- ア) 言葉の壁や文化的差異により、外国人住民と日本人住民とのコミュニケーションが円滑に行われていない部分も多く、双方の良好な関係が必ずしも保たれているとは限りません。特に外国人住民集住地区では、相互理解、相互交流促進活動が中々浸透せず、生活習慣の違いに対する理解不足から、日常生活における地域内のトラブルに発展しているケースもあります。
- イ) 子どもの教育、夫婦関係、就労形態、医療、介護といった、生活に関わる様々な分野で不安を抱えながら生活している外国人住民も少なくありません。
- ウ) 外国人児童生徒等が高校に進学した際、義務教育課程まで行われていた支援が途切れ、保護者にも高校教育課程に関する情報が十分行き届かず、進学後苦勞する者も少なくありません。また、母語しか理解できない保護者と日本語しか理解できない子どもとのコミュニケーションがうまくいかず、学習能力の向上に支障を来しているケースもあります。
- エ) 多国籍化が定着する中、人口の多い上位4か国（中国・フィリピン・ブラジル・ベトナム）以外の言語にも対応できる相談等の支援体制が確立していません。
- オ) 日本語教育等、特定のキーパーソンやボランティアに依存した外国人住民の支援体制となつてしまっています。
- カ) 新型コロナウイルス感染症対策等、新たな視点での危機管理上の支援が必要です。

第3章 計画の視点と施策

1 基本理念

少子化、高齢化、人口減少時代が進む一方で、リニアがもたらす大交流時代を迎えようとしている今、将来にわたって飯田市の地域経済や地域生活を維持し、より活気にあふれ、心豊かな飯田市を築いていくために、日本人住民と外国人住民の文化・習慣の異なる市民が、その多様性を尊重しあい、活かしながら、「小さな世界都市」の実現をめざして、多文化共生社会をさらに推進します。

そこで、第2次計画期間中における基本理念、めざす地域像、それを実現するための重点戦略を次のように掲げます。

○基本理念 地球市民として、共に生きる

○めざす地域像 多様性を活かし 共につくる 小さな世界都市

○重点戦略

「多様な価値観を認め合うことを通じた、外国人住民との多文化共生の意識の向上」
～内なる国際化の推進～

2 基本的な視点と施策

この計画は、2つの視点から6つの施策を推進します。

○ 定住生活の支援

外国人住民の定住生活を支援し、飯田に長く住みつづけたいと思えるまちを目指します。

(1) コミュニケーション支援

外国人住民が安定的な定住生活を図るための、日本語習得を中心とした支援

(2) 子どもの教育支援

日本語習得が必要な児童生徒への将来を見据えた教育環境の整備

(3) 生活支援

外国人住民が、自立し、安心して生活できるための支援

(4) 地域社会活動への参画支援

外国人住民の地域参画を促し、多様性を活かした地域づくりの推進

(5) 安全・安心な暮らしの支援

外国人住民が、安全・安心な暮らしを送るための、医療や介護、健康や子育てや災害時の支援

○ 人権・多文化共生推進のための国際理解・国際交流の推進

飯田を拠点とした豊かな国際交流活動によって、国際理解を推進し、多文化共生の意識が醸成され続けるまちを目指します。

(1) 交流や理解の推進による意識づくり

人権に配慮し、多文化共生意識が常に醸成され、地球規模の視点・素養を持てる人材が育つ地域社会の育成を目指します。

3 重点課題と解決の方向性

- (1) 多様な相談に日常的に対応できる体制の構築と交流の場の創出
日本人住民と外国人住民の相互理解を進め、市民が主体的に多文化共生意識の醸成や国際理解、国際交流を進める活動を日常的に実施したり、様々な悩み事を日常的に相談できる体制をつくります。
- (2) 多文化共生推進の人材確保・育成
日本語指導支援者等、日本人住民と外国人住民の橋渡し役を担う新たな人材の発掘、育成や、これまで橋渡し役が行ってきている活動を継承し、拡充します。
- (3) 多国籍化への対応
多国籍化に対応するため、言語バリアフリー（多言語対応や翻訳機の活用により、言語の違いによる障壁をなくすこと）による支援を促進します。
- (4) 災害対策の推進と日常的な防災意識の向上
災害時多言語支援センターの体制づくりと新しい生活様式推進等の意識啓発を行います。

4 課題解決の方向性を踏まえた重点施策

- (1) 多様な相談に日常的に対応できる体制の構築と交流の場の創出
 - ア) 外国人住民と日本人住民が共に集い、共に活動し、相互理解、相互交流を地域に展開していく多文化共生推進の拠点づくりを行い、その拠点を活用、運営します。
 - イ) 外国人住民集住地区での相互理解、相互交流事業を通じた、地域における多文化共生推進モデルを構築し、その展開を図ります。
 - ウ) 多文化共生推進コーディネーターと多言語対応による外国語相談窓口の連携によるきめ細かな相談体制の運営と関係機関への働きかけを行います。
- (2) 多文化共生推進の人材確保・育成
多文化共生コーディネーターと協働し、外国人住民と日本人住民の架け橋となる人材の発掘、育成と、関係機関等と連携した人材の確保、育成のための仕組みづくりを行います。
- (3) 多国籍化への対応
日常的な生活支援やコミュニケーション支援、災害時の支援の際に、「やさしい日本語」を活用しながら、進化する通信機能を活用しての言語バリアフリー対策を進めます。
- (4) 多文化共生からの災害対策の推進と日常的な防災意識の向上
新型コロナウイルス感染症や昨今の気候変動による異常気象等、新たな災害にも対応できる「災害時における多言語支援センター」の運営体制構築と地域コミュニティとも連携した防災意識の向上につながる意識啓発を図ります。

第2次計画の体系図(★は重点施策)

基本理念	目指す地域像	基本戦略	施策の基本的な柱	施策の区分	取組の内容	項目No.	具体的実施内容	関係する課				
多文化共生社会の実現 (地球市民として、共に生きる)	多様な価値観を認め合うことを通じた、外国人住民との多文化共生の意識の向上 多様性を活かし 共につくる 小さな世界都市	定住生活の支援	コミュニケーション支援	日本語教育、日本語学習及び日本語指導	日本語教室の開設・運営の支援	1	コミュニケーション支援のための日本語教室の実施	福祉課 公民館 図書館 工業課 男女共同参画課				
						2	地域住民が運営する日本語教室の支援					
						3	就労のための日本語学習機会への支援や事業者が取り組む日本語学習機会創出に向けた検討					
						4	日本語指導者の派遣や指導者に関する情報提供					
						★	日本語指導者の養成		5	日本語指導者等養成講座の実施		
						日本語学習教材の充実	6		教材の管理、貸出等による活用と新たな教材の選書、導入			
						子どもの教育支援	子どもの教育に対する支援		小・中学校の外国人児童生徒のための日本語教室の運営	7	小中学校における日本語教室の設置・運営	学校教育課 公民館 子育て支援課 男女共同参画課
										8	日本語教育担当者の研修会の実施	
										9	外国人児童生徒共生支援員の配置と派遣	
										10	日本語指導者の派遣	
										11	外国人児童生徒等や保護者に対する各種相談や対応、高校進学ガイダンス等のキャリア教育支援	
										12	外国人児童生徒等の不登校、不就学等の把握とその支援	
										13	課外での日本語・母語教室をはじめとした各種教育支援の実施	
										14	就学前の児童とその保護者の支援	
			生活支援	各種案内、通知、資料等の多言語化等	★やさしい日本語や多言語による市政情報の提供			15		いいだFMを通じた市からのお知らせのやさしい日本語及び多言語による情報発信	秘書広報課 生涯学習・スポーツ課 公民館 産業振興課 男女共同参画課	
								16		飯田市ウェブサイト等でのやさしい日本語や多言語による情報発信		
						17	やさしい日本語の活用や音声翻訳機による窓口等での対応					
						18	外国人住民向けの出前説明会の実施					
						19	各種文書のやさしい日本語や多言語による情報提供					
						20	やさしい日本語や多言語による公民館、体育施設、図書館等の利用規程や案内等の情報提供					
						多言語対応相談体制の充実	多言語対応相談員の配置	21	外国語相談窓口での多言語相談員による相談対応			
								22	多文化共生推進コーディネーターによる相談対応			
								23	多言語相談員・多文化共生推進コーディネーターに対する研修等の実施			
						就労支援	企業、事業所等と連携した就労支援	24	関係機関や企業等との連携による外国人住民の就労に関する相談等への対応	関係する課全て		
			25	外国人材の適切な雇用に関する情報提供や意識啓発								
			26	外国人住民の自治組合加入促進								
			地域社会活動への参画支援	自治組合加入、地域活動への参加促進	外国人住民の自治組合加入促進	27	やさしい日本語や多言語による地域活動、公民館活動の案内	ムトスまちづくり推進課 工業課 公民館 男女共同参画課				
						28	地域活動での外国人住民の参加機会の確保や活躍の場づくり					
						29	地域における外国人住民を理解する機会の場づくり					
						30	やさしい日本語や多言語対応の日常的な防災啓発情報提供					
			安全・安心な暮らしの支援	災害・防災に関する支援	★外国人住民に対する防災意識の啓発や防災訓練への外国人住民の参加促進	31	外国人住民を対象とした防災講習会、防災訓練等の実施と防災訓練への外国人住民の参加促進	危機管理室 広域消防本部 ムトスまちづくり推進課 男女共同参画課				
						32	やさしい日本語や多言語での災害、防災情報発信					
						★	多言語等による注意報、警報、避難情報等の発信					
						33	外国人住民コミュニティ支援協力関係構築維持と要避難者等の把握					
						34	災害時多言語支援センターの運営					
						35	災害時における外国人集住都市会議との連携協定					
						36	外国人住民の子育てや健康促進にかかる対応や支援					
			子育て、健康増進、医療、介護に関する支援	子育て、健康、医療や介護サービスを受けられるコミュニケーションツールの確保	★外国人住民と日本人住民の日常的な交流の推進や、外国人住民の居場所、多文化共生推進に必要な人材の確保	37	医療通訳者の常設による支援	子育て支援課 保健課 市立病院 長寿支援課 男女共同参画課				
						38	医療通訳派遣による支援					
						39	介護通訳派遣制度の実施					
						40	外国人住民と日本人住民の日常的な交流の場の整備と協働的事業展開					
			交流や理解の推進による意識づくり	多文化共生社会推進の拠点づくりと運営	★外国人住民と日本人住民の日常的な交流の推進や、外国人住民の居場所、多文化共生推進に必要な人材の確保	41	外国人住民の居場所づくり	公民館 図書館 男女共同参画課				
						42	外国人住民の多様な悩みを相談する体制の整備と運営					
						43	外国人住民と日本人住民の架け橋となる人材の育成					
						44	多文化共生意識醸成のための情報発信					
						45	観光やブランド発信を通じた国際交流の推進					
						46	国内外の外国人に対する飯田の魅力発信					
			子どもたちに対する多文化共生・国際理解教育の推進	子どもたちに対する多文化共生・国際理解教育の推進	外国の文化を理解する機会を通じた多文化共生意識の醸成	47	小さな世界都市の創造を担う児童、生徒の育成	学校教育課 公民館 生涯学習・スポーツ課 人事課 文化会館 男女共同参画課				
						48	高校生等次世代を担う若者を対象とした地域内外での交流体験学習活動や、外国人住民、海外から訪れる外国人人等との交流活動の促進					
						49	人権学習等を通じた多文化共生意識の醸成					
50	市職員を対象とした多文化共生、国際理解をテーマとした研修等の実施											
48	外国人の文化を理解する機会を通じた多文化共生意識の醸成											
49	外国人の文化を理解する交流事業の実施やその運営支援											

第4章 実行計画

1 定住生活の支援

(1) コミュニケーション支援

外国人住民が安定的な定住生活を図るための、日本語習得を中心とした支援

【目指す姿】

- ア) 地域、企業、学校等において、外国人住民の日本語や日本の文化・社会制度等を学ぶ環境が充実している。
- イ) 日本語教室の参加者が互いに学びあい、情報交換できる機会がある。
- ウ) 市内の日本語教室や支援者の情報を把握し、紹介ができる。

【4年後の数値目標】

日本語を学んでいる、又は、学ぶ必要がない外国人住民の割合:50%(現在 40%)

【取組】

ア) 外国人住民を対象とした日本語教室を実施又は支援します。企業等と連携した外国人就労のための日本語教室など、ニーズに応じて日本語教室を開設し、又は運営を支援します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
1	コミュニケーション支援のための日本語教室※の実施	福祉課、公民館、男女共同参画課	ボランティア、NPO
2	地域住民が運営する日本語教室の支援	公民館、男女共同参画課	市内日本語教室
3	就労のための日本語学習機会への支援や事業者が取り組む日本語学習機会創出に向けた検討	工業課、男女共同参画課	企業、事業所等、NPO等の日本語教室、ハローワーク
4	日本語指導者の派遣や指導者に関する情報提供	公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、NPO等

イ) 日本語教育指導者の育成を行います。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
5	日本語指導者等養成講座の実施	公民館、男女共同参画課	国、県

ウ) 日本語の指導教材や学習教材を活用し、日本語指導や学習の機会を支援します。

項目	取組	担当課	関係機関・団体等
6	教材の管理、貸出等による活用と新たな教材の選書、導入	公民館、図書館、男女共同参画課	市内日本語教室

※この場合の日本語教室とは、単に外国人住民に日本語を教えるだけでなく、日本の文化や社会制度、地域の文化や習慣を学んでもらうことも行う教室

(2) 子どもの教育支援

日本語指導が必要な児童生徒への、将来を見据えた教育環境の整備

【目指す姿】

ア) 就学を希望する外国人児童生徒等が、小中学校へ通って学習ができている。

イ) 外国人児童生徒等の将来に向けた支援体制が整っている。

ウ) 外国人住民が、日本の教育に関する制度を理解している。

エ) 外国人児童生徒等の保護者が、子どもの教育について考える機会がある。

【4年後の数値目標】

日本語指導が必要な小中学校の児童生徒のうち、日本語教育担当者・外国人児童生徒共生支援員の支援を受けている、又は、小中学校が支援を受けるように働きかけている状態:100%を維持

【取組】

ア) 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校について、日本語教室を運営し、指導者等を配置して児童生徒の日本語学習の支援を実施します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
7	小中学校における日本語教室の設置・運営	学校教育課	県教育委員会
8	日本語教育担当者の研修会の実施	学校教育課	県教育委員会
9	外国人児童生徒共生支援員の配置と派遣	学校教育課	県教育委員会

イ) 外国人児童生徒等が安心して小中学校で学ぶことができ、不登校、不就学、引きこもり等にならないように支援します。また、中学卒業後、高校進学や高等教育が受けられるための支援を行います。さらに、日本の学校の仕組みや子どもの学校での生活について不安に思っている児童生徒の保護者からの相談にも対応します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
10	日本語指導者の派遣	学校教育課、男女共同参画課	高等学校、県教育委員会
11	外国人児童生徒等や保護者に対する各種相談や対応、高校進学ガイダンス等のキャリア教育支援	学校教育課、市公民館、子育て支援課、男女共同参画課	高等学校、県教育委員会 飯田国際交流推進協会
12	外国人児童生徒等の不登校、不就学児の把握とその支援	学校教育課、子育て支援課、男女共同参画課	高等学校、県教育委員会
13	課外での日本語・母語教室をはじめとした各種教育支援の実施	学校教育課、市公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会

ウ) 日本語指導が必要な子どもが、入学した小学校で戸惑うことなく学校生活に適応できるように、就学前の子どもとその保護者の支援を行います。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
14	就学前の児童とその保護者の支援	子育て支援課、学校教育課、市公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、NPO、ボランティア等

(3) 生活支援

外国人住民が、自立し、安心して生活できるための支援

【目指す姿】

ア)外国人住民が各種制度等の内容を理解している。

イ)外国人住民が安定的に就業している。

【4年後の数値目標】

外国人住民のうち飯田にできるだけ長く住みたいと思う人の割合:90%(現在 83%)

【取組】

ア) やさしい日本語や多言語による市政情報の提供や窓口対応を行います。また、必要に応じて外国人住民向けの出前講座等を実施します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
15	いいだFMを通じた市からのお知らせのやさしい日本語及び多言語による情報発信	秘書広報課、男女共同参画課	いいだFM
16	飯田市ウェブサイト等でのやさしい日本語や多言語による情報発信	秘書広報課、男女共同参画課	
17	やさしい日本語の活用や音声翻訳機による窓口等での対応	該当する全ての課等、男女共同参画課	
18	外国人住民向けの出前説明会の実施	該当する全ての課等、男女共同参画課	国、県

イ) 市の発する各種文書で、外国人住民へ送られるものや外国人住民に対して周知すべきものについては、多言語に翻訳します。また、多言語表記が困難なものは、ふりがな付き、ローマ字表記又はやさしい日本語に変換します。作成にあたっては、外国人住民の意見を取り入れるよう努めます。また、公民館やスポーツ施設の利用説明等について、外国人住民にわかりやすくします。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
19	各種文書のやさしい日本語や多言語による情報提供	該当する全ての課等、男女共同参画課	
20	やさしい日本語や多言語による公民館、体育施設、図書館等の利用規程や案内等の情報提供	生涯学習・スポーツ課、市公民館、男女共同参画課、図書館	

ウ) 多言語相談窓口が多言語対応相談員や多文化共生推進コーディネーターを配置し、外国人住民からの各種相談に応じます。また、必要に応じて関係各課等と連携を取り、相談体制の充実を図ります。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
21	外国語相談窓口での多言語相談員による相談対応	男女共同参画課	
22	多文化共生推進コーディネーターによる相談対応	男女共同参画課	
23	多言語相談員・多文化共生推進コーディネーターに対する研修等の実施	男女共同参画課	国、県

エ) 外国人住民からの就労に関する相談に対応します。また、技能実習生の増加に伴い、外国人労働者を雇用する企業等に対して、外国人住民の就労や雇用状況の実態を把握しながら、適切な雇用に関する意識啓発を行います。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
24	関係機関や企業等との連携による外国人住民の就労に関する相談等への対応	工業課、産業振興課、男女共同参画課	ハローワーク、厚生労働省、法務省
25	外国人材の適切な雇用に関する情報提供や意識啓発	工業課、男女共同参画課	ハローワーク、労働基準監督署、法務省、企業等

(4) 地域社会活動への参画支援

外国人住民の地域参画を促し、多様性を活かした地域づくりの推進

【目指す姿】

ア) 外国人住民が地域の生活者として地域社会のルールや習慣等を十分に理解し、地域活動に積極的に参加している。

イ) 地域において、外国人住民のことを理解する活動や、活動の企画運営に、外国人住民の意見が反映されている。

【4年後の数値目標】

何らかの形で地域活動に参加している外国人住民の割合:70%(現在 58%)

【取組】

ア) 外国人住民に対し自治組合への加入を働きかけます。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
26	外国人住民の自治組合加入促進	ムトスまちづくり推進課(自治振興センター)、工業課	まちづくり委員会 企業・事業所等

イ) 外国人住民に対し地域活動への参画を働きかけます。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
27	やさしい日本語や多言語による地域活動、公民館活動の案内	ムトスまちづくり推進課(自治振興センター)、公民館	まちづくり委員会
28	地域活動での外国人住民の参加機会や活躍の場づくり	ムトスまちづくり推進課(自治振興センター)、公民館	まちづくり委員会
29	地域における外国人住民を理解する機会の場づくり	公民館、男女共同参画課	まちづくり委員会

(5) 安全・安心な暮らしの支援

災害時や平常時における、外国人住民の安全・安心な暮らしの支援

【目指す姿】

ア)日本語の理解が困難な人も、災害に関する情報を理解できる。

イ)外国人住民が防災に対する知識を理解し、地域の一員として活躍できる。

ウ)日本語の理解が困難な人も、安心して子育て支援、保健、医療・介護サービスを受けられる。

【4年後の数値目標】

地震・火災・豪雨等の災害に対して備えをしている外国人住民の割合:75%(現在 64%)

【取組】

ア) 外国人住民が防災に対して関心を持ってもらうための啓発活動を実施します。また、外国人住民が地域住民の一員として災害時に対応できるように、各地区での防災訓練に参加してもらうよう働きかけます。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
30	やさしい日本語や多言語対応の日常的な防災啓発情報提供	危機管理室、男女共同参画課	県、国、自治体国際化協会等
31	外国人住民を対象とした防災講習会、防災訓練等の実施と防災訓練への外国人住民の参加促進	危機管理室、ムトスまちづくり推進課（自治振興センター）、男女共同参画課	広域消防本部、社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会、企業等

イ) 災害時の注意報、警報、避難情報を多言語等で発信します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
32	やさしい日本語や多言語での災害、防災情報発信	危機管理室、男女共同参画課	いいだFM

ウ) 災害が発生した際に、外国人住民の安否確認等を行うためのネットワークを構築、維持したり、災害時多言語支援センターを設置、運営し、避難所内に掲示される案内、情報等を多言語で表示します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
33	外国人住民コミュニティー支援協力関係構築維持と要避難者等の把握	男女共同参画課	社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会、企業他
34	災害時多言語支援センターの運営	男女共同参画課、危機管理室	国、県、広域消防本部、社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会、企業他
35	災害時における外国人集住都市会議との連携協定	男女共同参画課	外国人集住都市会議

エ) 日本語の理解が困難な人も、安心して子育て支援、保健、医療や介護サービスを受けられる支援をします。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
36	外国人住民の子育てや健康促進にかかる対応や支援	子育て支援課、保健課	
37	医療通訳者の常設による支援	市立病院	
38	医療通訳派遣による支援	男女共同参画課	医療機関
39	介護通訳派遣制度の実施	長寿支援課、男女共同参画課	介護事業者

2 人権・多文化共生推進のための国際理解・国際交流の推進

「小さな世界都市」にふさわしい、国際交流や国際理解を通じた、地域における多文化共生社会を推進するにあたっての意識の醸成と、地球的規模の視点・素養を持てる人材が育つ地域社会を目指します。

【目指す姿】

- ア) 日常的な外国人住民との交流を通じて、市民が、お互いの個性や多様性を違いを認め合い、共生社会を実現する意識を持っている。
- イ) 観光誘客や地域のブランド発信により、多くの外国人が訪れて、地域住民と交流している。
- ウ) すべての子どもたちに国際性と人権尊重・多文化共生意識が培われている。
- エ) 市職員が多文化共生、国際理解の意識を持っている。

(1) 多文化共生社会推進の拠点づくりと運営

ア) 外国人住民と日本人住民の日常的な交流の推進や、外国人住民の居場所づくりの推進を行うなど、外国人住民のコミュニティの活動や関係者を支援します。また、多文化共生推進に必要な人材を確保します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
40	外国人住民と日本人住民の日常的な交流拠点の整備と協働的事業展開	公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、外国人住民団体等
41	外国人住民の居場所づくり	男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、外国人住民団体等
42	外国人住民の多様な悩みを相談する体制の整備と運営	男女共同参画課	
43	外国人住民と日本人住民の架け橋となる人材の育成	公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、外国人住民団体等
44	多文化共生意識醸成のための情報発信	図書館、男女共同参画課	

イ) 観光やブランド発信を通じた国際交流の推進により、多文化共生社会推進の意識醸成を図ります。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
45	国内外の外国人に対する飯田の魅力発信	観光課、IIDAブランド推進課	

ウ) 全ての子どもたちが、外国人住民に対して各々の特性や文化を理解し、互いの人権を尊重し合う意識を身に付けられるよう、多文化共生・国際理解教育を推進します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
46	「小さな世界都市」の創造を担う児童、生徒の育成	学校教育課、公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会
47	高校生等、次世代を担う若者を対象とした地域内外での交流体験学習活動や、外国人住民、海外から訪れる外国人等との交流活動の促進	公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会

エ) 市民が、外国人住民に対して各々の特性や文化を理解し、互いの人権を尊重し合う意識を身に付けられるよう、多文化共生・国際理解に関する事業等を実施します。また、日本人住民が外国の言語や文化等について知り、外国人住民との交流の場を持つことで、多文化共生について学び、実践できる機会を提供します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
48	人権学習等を通じた多文化共生意識の醸成	生涯学習・スポーツ課、公民館、男女共同参画課	飯田人権擁護委員協議会
49	市職員を対象とした多文化共生、国際理解をテーマとした研修等の実施	人事課、男女共同参画課	
50	外国の文化を理解する交流事業の実施やその運営支援	公民館、文化会館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、ボランティア等

第5章 計画推進の役割分担と推進体制

第2次計画を具体的に推進していくために、行政による施策の展開とともに、市民、事業者、国際交流推進団体ほか関係団体等が、それぞれの役割を果たしながら、連携や協働して各種事業を進めます。また、国や県等の関係行政機関や外国人集住都市会議をはじめ、県内外の様々な自治体との連携に努めます。

1 役割分担

(1) 飯田市の役割

飯田市は、地域の多文化共生に関わる地域課題や行政ニーズの把握に努め、行政サービスの向上と多文化共生施策の拡充を図るとともに、多文化共生社会の実現に向け推進体制を充実させます。また、国に対して、自治体が多文化共生施策を実施する際に必要な支援策等の構築を提言します。

飯田市教育委員会は、公立小中学校への入学を希望する義務教育年齢の外国人児童生徒等が教育を受けられる機会を保障するとともに、必要な支援に取り組みます。

また飯田市公民館は、社会教育機関として、外国人住民と日本人住民が地域において共生していくための相互理解のための学習・交流や、生活者として地域社会のルールや習慣等への理解を促すための支援を行います。

(2) 市民の役割

一人ひとりが多文化共生の意義を理解し、国籍や文化の違いに関わらず、地域社会に参画し、共に地域を創っていかうとする意識を持って生活します。

外国人住民は、自立し、地域の一員としての役割を果たすために、日本語の習得や地域社会のルールや習慣を十分に理解し、地域社会と積極的に関わっていくことに努めます。

また、日本人住民は、外国の文化や生活習慣などの理解を深め、外国人住民を共に地域を支える対等なパートナーとして受け入れることに努めます。

(3) 国際交流関係団体等の役割

飯田国際交流推進協会やNPO、ボランティア団体等は、それぞれの団体の人材等を十分に活かしながら、各種交流事業や日本語教室、課題別研究会などを通じて外国人住民が抱える課題に対して、外国人住民と日本人住民とをつなぐ様々な活動を行います。また、飯田国際交流推進協会は、飯田市や飯田市教育委員会と協働して第2次計画の取組に協力しながら、NPO、ボランティア団体等が実施する多文化共生社会推進との橋渡しを担い、必要に応じて飯田市に政策等の提言をします。

(4) 地域団体

まちづくり委員会をはじめとする自治活動組織は、外国人住民を共に地域を支える住民として受け入れ、日本人住民との相互理解を促すとともに、外国人住民の地域活動への参加促進を図ります。

(5) 外国人コミュニティ団体の役割

様々な交流事業や活動を通じて、自らが抱える諸問題の解決に向けて地域や行政と連携して取り組むとともに、地域活動への積極的な参加促進を図りながら、外国人住民と地域をつなぐ役割を果たします。

(6) 企業・事業者の役割

外国人労働者を雇用する企業や事業者は、外国人労働者の労働環境の整備と日本社会への適応促進に努めます。また、地域社会の構成員として、地域や行政、関係機関と連携して外国人住民の雇用促進や地域の諸課題の解決に取り組み、多文化共生社会推進による地域づくりに努めます。

2 推進体制

(1) 飯田市多文化共生社会推進庁内会議

第2計画の取組を部局横断的に行い、施策や取組状況の把握や課題等の共有化を図り、第2次計画に基づく多文化共生施策を効果的に推進します。また、重点施策については、関係する部署とプロジェクト的な連携を図り、推進します。

(2) 飯田市多文化共生市民会議

外国人住民を含めた市民参画による多文化共生市民会議を開催し、本計画の進捗状況の確認等を行い、社会情勢の変化に応じた新たな課題に対応した施策の提案等を行います。

(3) 外国人集住都市会議との連携

他都市と連携し、地域で顕在化している多文化共生に関わる諸問題について、情報交換や課題等を共有し、課題解決に向けて法制度整備や支援制度の充実などを国や関係機関に要望します。

※飯田市多文化共生市民会議委員名簿（2020年度・敬称略）

No	分野	所属等	氏名
1	教育関係者	日本語教育コーディネーター	大澤 志那子
2		(公財)長野県国際化協会	服部 珠予
3	公民館関係者	飯田市公民館長会	下條 啓市
4	まちづくり委員会	橋南まちづくり委員会	竹内 文隆
5	国際交流団体	飯田国際交流推進協会	河原 進
6	外国人材雇用法人	大和グラビヤ株式会社 南アルプス工場	福岡 広基
7		社会福祉法人萱垣会 シルバーハウスゆめの郷	萱垣 充英
8	ボランティア団体	Hand in Hand 和楽	吉澤 裕美子
9	外国にルーツを持つ市民	中国由来の方	王 浩
10			半崎 ひろみ
11		フィリピン由来の方	ABE MARIA CIELO
12			KOIKE MARIA SORAYA
13		ブラジル由来の方	船橋 辰也
14			浅野 ヒデキ
15	公募		笥 孝夫
16	アドバイザー	信州大学グローバル化推進センター教授 特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク理事長	佐藤 友則

※飯田市多文化共生社会推進庁内会議構成課等（事務局：男女共同参画課）

総務部	税務課・納税課・人事課
市民協働環境部	ムトスまちづくり推進課・市民課・環境課
健康福祉部	福祉課・子育て支援課・長寿支援課・保健課
産業経済部	産業振興課・工業課・観光課
教育委員会	市公民館・学校教育課・生涯学習・スポーツ課・中央図書館・文化会館
その他の部局等	危機管理室・秘書広報課・IIDAブランド推進課・経営管理課・地域計画課 市立病院庶務課・飯田広域消防本部警防課

※参考 飯田市多文化共生社会推進指針（抜粋・2007年制定）

○基本目標 多文化共生社会の実現

国籍や民族・文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現を目指します。

○基本的な考え方 基本目標を実現するために、次の3つの基本的な考え方を定めます。

・基本的な考え方 1 お互いの理解と人権の尊重

いろいろな目的で一定期間市内に在住する外国籍市民の人権を尊重する考えから、多くの文化や生活習慣等を持つ外国籍市民と日本国籍市民とのお互いの理解・交流を深めるためには、お互いの人権へのいたわりがとても大切です。これには、行政の一方的な考え方ではなく、市民からの自発的な意識を創り出す施策が必要となります。

・基本的な考え方 2 社会参加の促進

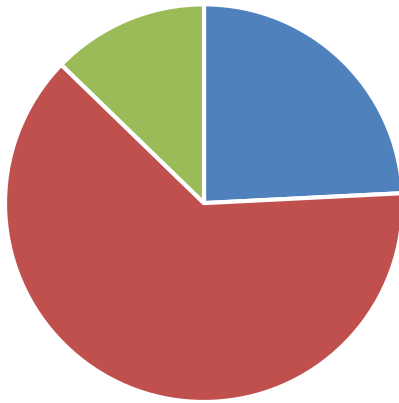
多文化共生社会を進めるには、それぞれの市民の出身国や出身地域の違い、年齢、世代、職業などの違いによる価値観や生活様式の違いを理解する考え方をもつ必要があります。この多文化共生社会には、お互いに違いを理解し尊重しあいながら、それぞれの生活の中で一定の共通のものを作り上げることによって、相互の意識を高めることをめざします。

・基本的な考え方 3 自立に向けた支援

行政としては、外国籍市民に対する基本的な事業に努めるとともに、国際化対応を進め、多文化共生への実現に努めながら、市民生活の支援をすることが課題です。また、外国籍市民が、今後も長く当市に居住し続けるために、その生活・教育等の自立を考えられるような施策を行うことも大きな課題です。このためには、行政からの一方的な施策対応だけではなく、外国籍市民からの積極的な市政参加等ができる環境づくりが必要です。

資料編 飯田市外国人住民意識調査の結果

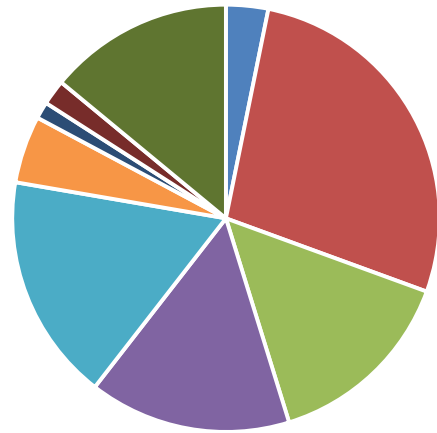
1. 性別



■ 男 ■ 女 ■ (無回答)

男	38
女	99
無回答	20
回答合計	157

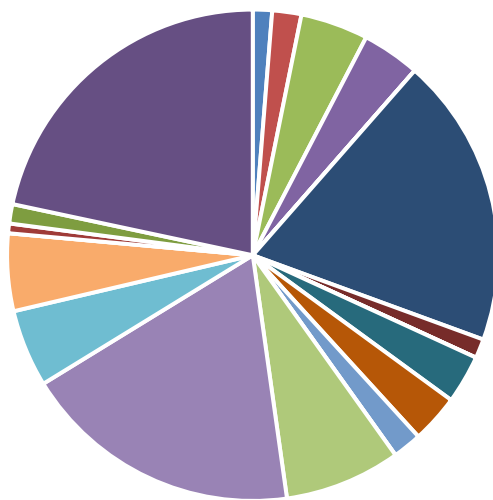
2. 年齢階層



■ 18～19 ■ 20～29 ■ 30～39 ■ 40～49 ■ 50～59
■ 60～69 ■ 70～79 ■ 80以上 ■ (無回答)

18～19	5
20～29	43
30～39	23
40～49	24
50～59	27
60～69	8
70～79	2
80以上	3
無回答	22
回答合計	157

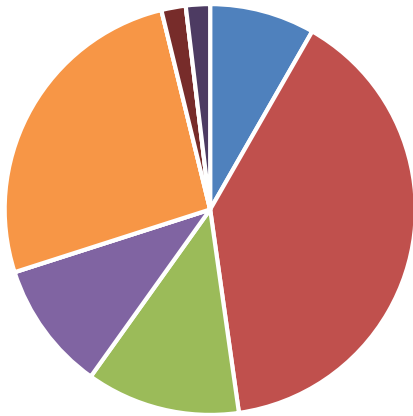
3. 居住地



■ 橋北 ■ 橋南 ■ 羽場 ■ 丸山 ■ 東野 ■ 座光寺 ■ 松尾 ■ 下久堅
■ 上久堅 ■ 千代 ■ 龍江 ■ 竜丘 ■ 川路 ■ 三穂 ■ 山本 ■ 伊賀良
■ 鼎 ■ 上郷 ■ 上村 ■ 南信濃 ■ 市外 ■ (無回答)

橋北	2
橋南	3
羽場	7
丸山	6
東野	0
座光寺	0
松尾	30
下久堅	2
上久堅	0
千代	0
龍江	5
竜丘	5
川路	3
三穂	0
山本	12
伊賀良	29
鼎	8
上郷	8
上村	0
南信濃	1
飯田市計	121
市外	2
無回答	34
回答合計	157

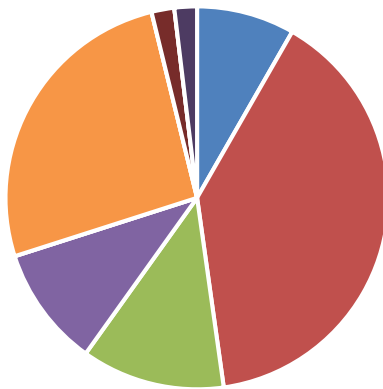
4. 国籍



日本	13
中国	62
ブラジル	19
フィリピン	16
スリランカ	0
ベトナム	41
アルゼンチン	0
タイ	3
韓国	0
その他	3
回答合計	157

- 日本
- 中国
- ブラジル
- フィリピン
- スリランカ
- ベトナム
- アルゼンチン
- タイ
- 韓国
- その他

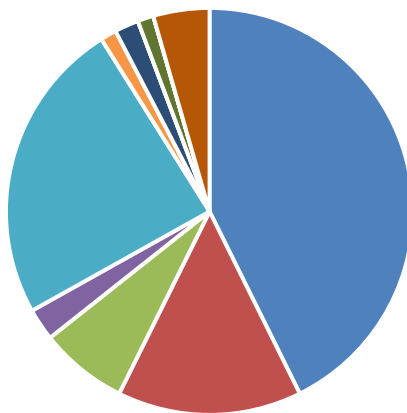
5. 出生国



日本	13
中国	62
ブラジル	19
フィリピン	16
ベトナム	41
タイ	3
その他	3
回答合計	157

- 日本
- 中国
- ブラジル
- フィリピン
- ベトナム
- タイ
- その他(無回答含む)

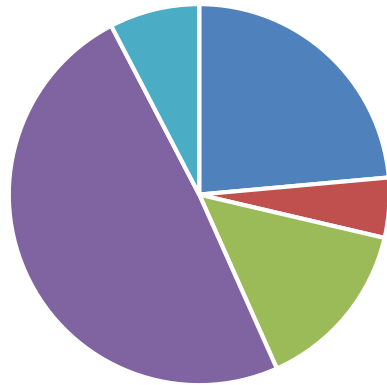
6. 在留資格



永住者	67
定住者	23
日本人の配偶者等	11
永住者の配偶者等	4
技能実習	38
特定技能	2
技術・人文・国際	3
技能または興行	0
家族滞在	2
留学	0
その他	0
無回答	7
回答合計	157

- 永住者
- 定住者
- 日本人の配偶者等
- 永住者の配偶者等
- 技能実習
- 特定技能
- 技術・人文・国際
- 技能または興行
- 家族滞在
- 留学
- その他
- (無回答)

7. 在日日数



- 3年未満
- 3年以上5年未満
- 5年以上10年未満
- 10年以上
- (無回答)

3年未満	37
3年以上5年未満	8
5年以上10年未満	23
10年以上	77
無回答	12
回答合計	157

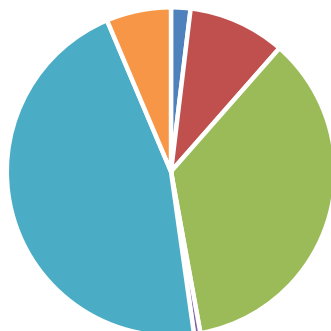
8. 在飯年数



- 3年未満
- 3年以上5年未満
- 5年以上10年未満
- 10年以上
- (無回答)

3年未満	35
3年以上5年未満	8
5年以上10年未満	25
10年以上	71
無回答	18
回答合計	157

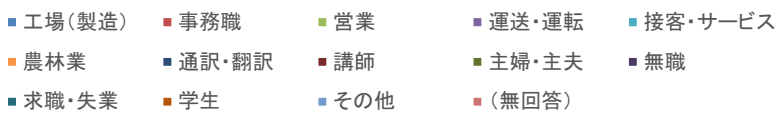
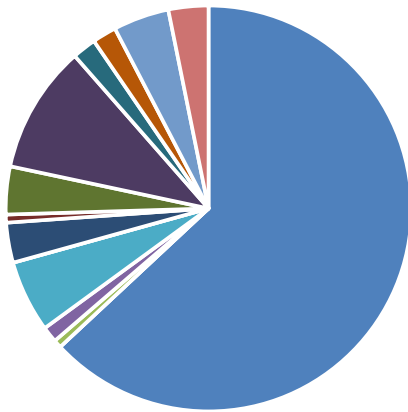
9. 在飯希望



- すぐに帰国希望
- 2~3年で帰国希望
- 仕事あれば永住希望
- 日本の他地域へ
- 永住希望
- 無回答

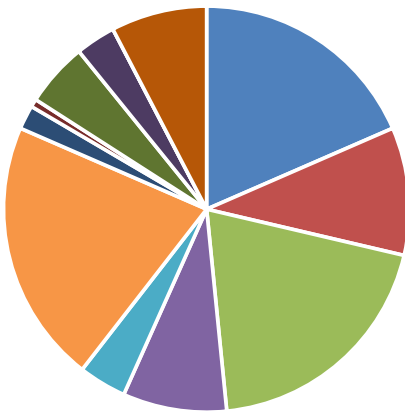
すぐに帰国希望	3
2~3年で帰国希望	15
仕事あれば永住希望	56
日本の他地域へ	1
永住希望	72
無回答	10
回答合計	157

10. 職種



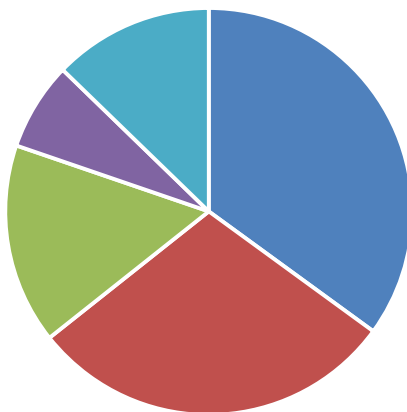
工場（製造）	99
事務職	0
営業	1
運送・運転	2
接客・サービス	9
農林業	0
通訳・翻訳	5
講師	1
主婦・主夫	6
無職	16
求職・失業	3
学生	3
その他	7
無回答	5
回答合計	157

11. 雇用形態



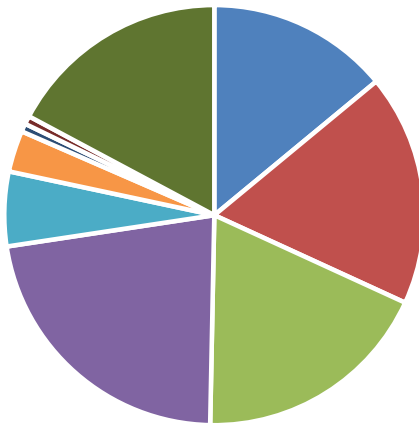
正規	29
契約	16
派遣	31
パート・バイト	13
自営・役員	6
研修・実習	33
学生	3
休職・失業	1
無職	8
主婦・主夫	5
その他	0
無回答	12
回答合計	157

12. 仕事の満足度



満足	55
ほぼ満足	46
少し不満	25
不満	11
無回答	20
回答合計	157

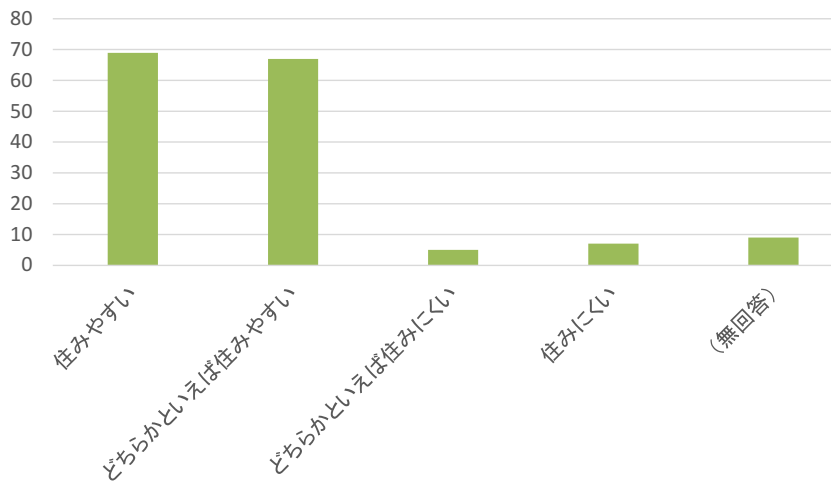
13. 家族構成



単身	22
2人	28
3人	29
4人	35
5人	9
6人	5
7人	1
8人	1
無回答	27
回答合計	157

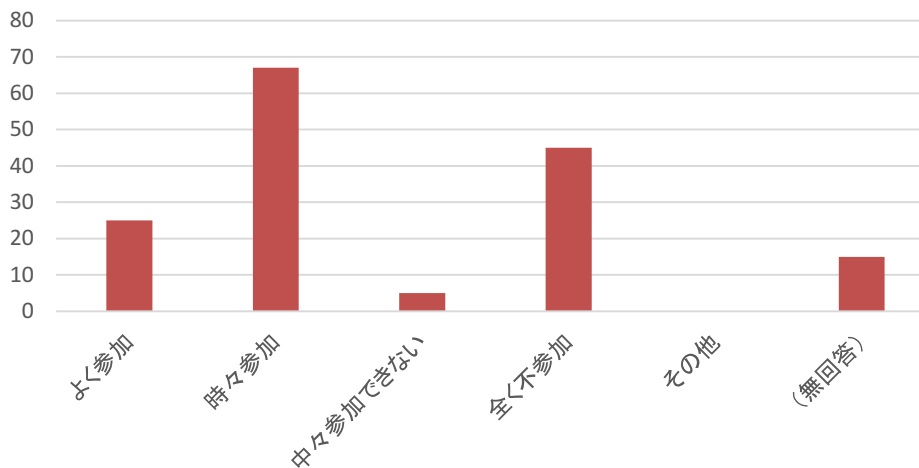
■ 単身 ■ 2人 ■ 3人 ■ 4人 ■ 5人 ■ 6人 ■ 7人 ■ 8人 ■ 無回答

14. 住みやすさ



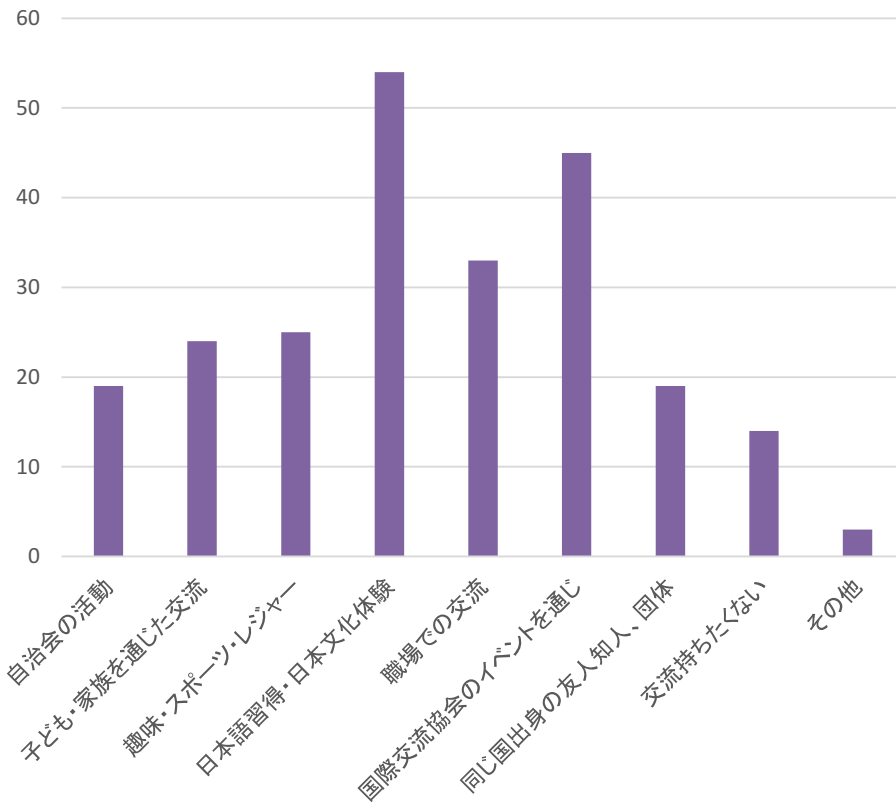
住みやすい	69
どちらかといえば住みやすい	67
どちらかといえば住みにくい	5
住みにくい	7
無回答	9
回答合計	157

15. 地域参加状況



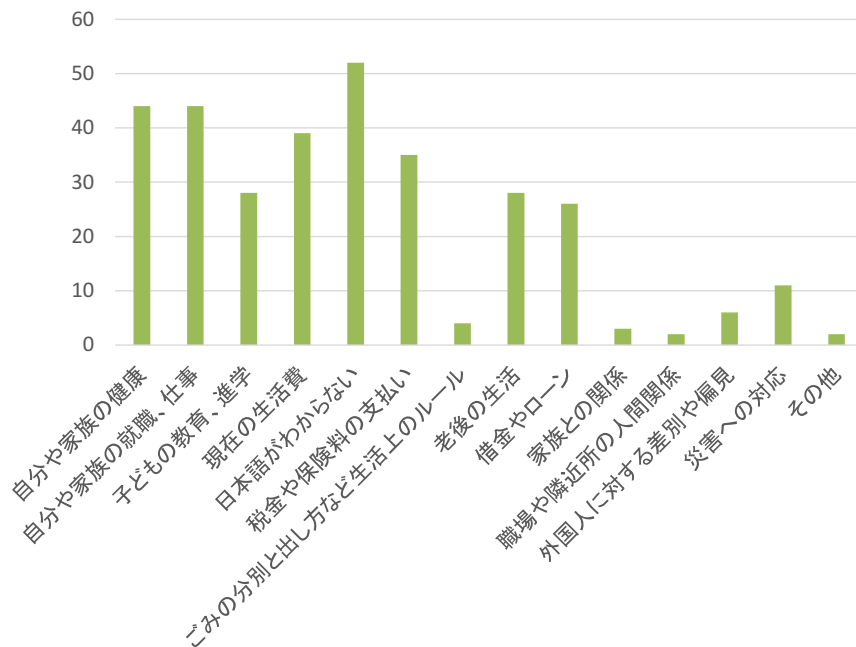
よく参加	25
時々参加	67
中々参加できない	5
全く不参加	45
その他	0
無回答	15
回答合計	157

16. 地域活動・交流



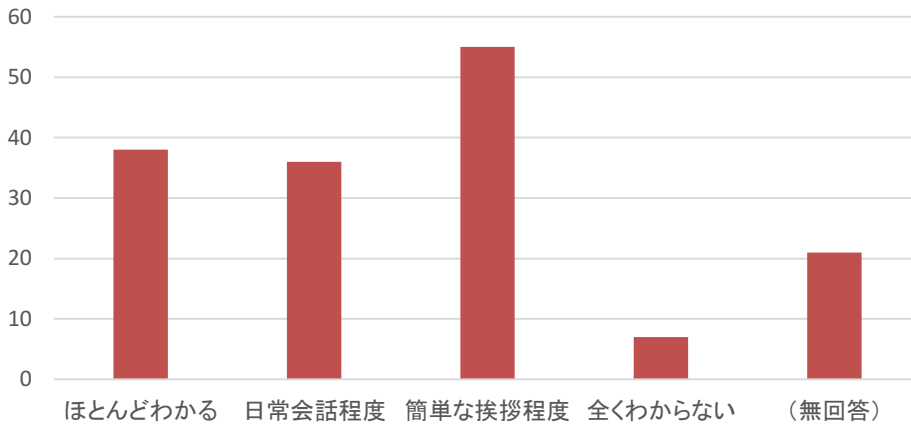
自治会の活動	19
子ども・家族を通じた交流	24
趣味・スポーツ・レジャー	25
日本語習得・日本文化体験	54
職場での交流	33
国際交流協会のイベントを通じ	45
同じ国出身の友人知人、団体	19
交流持ちたくない	14
その他	3

17. 困っていること・不安



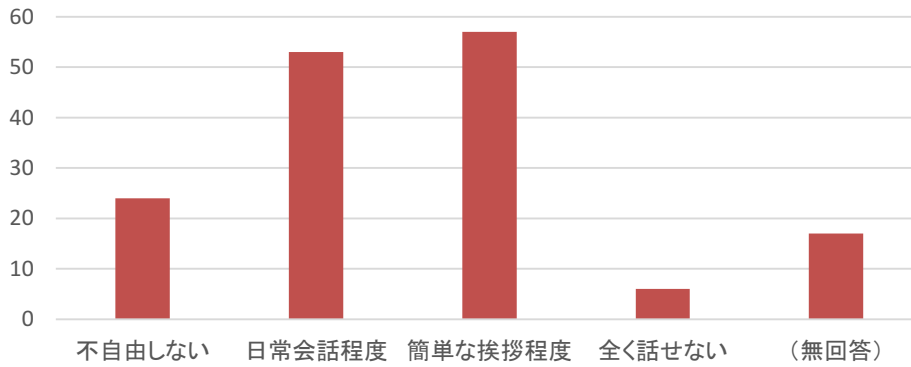
自分や家族の健康	44
自分や家族の就職、仕事	44
子どもの教育、進学	28
現在の生活費	39
日本語がわからない	52
税金や保険料の支払い	35
ごみの分別と出し方など生活上のルール	4
老後の生活	28
借金やローン	26
家族との関係	3
職場や隣近所の間関係	2
外国人に対する差別や偏見	6
災害への対応	11
その他	2

18. 日本語を聞くこと



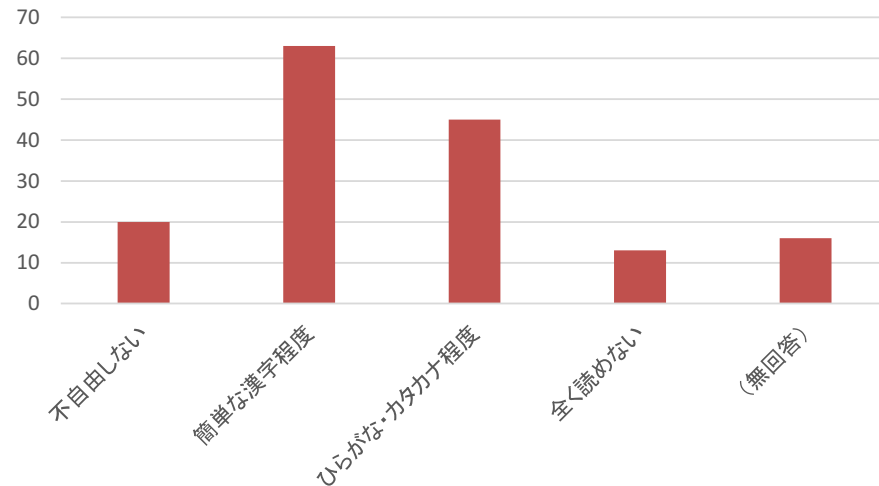
ほとんどわかる	38
日常会話程度	36
簡単な挨拶程度	55
全くわからない	7
無回答	21
回答合計	157

19. 日本語を話すこと



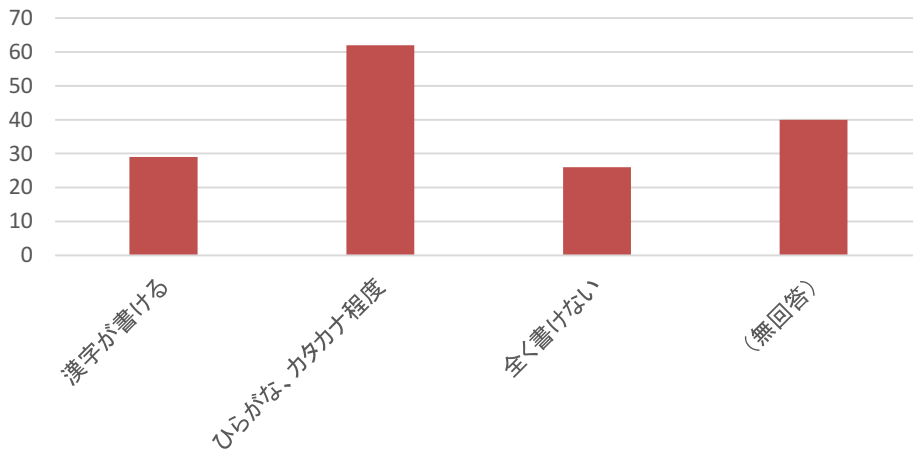
不自由しない	24
日常会話程度	53
簡単な挨拶程度	57
全く話せない	6
無回答	17
回答合計	157

20. 日本語を読むこと



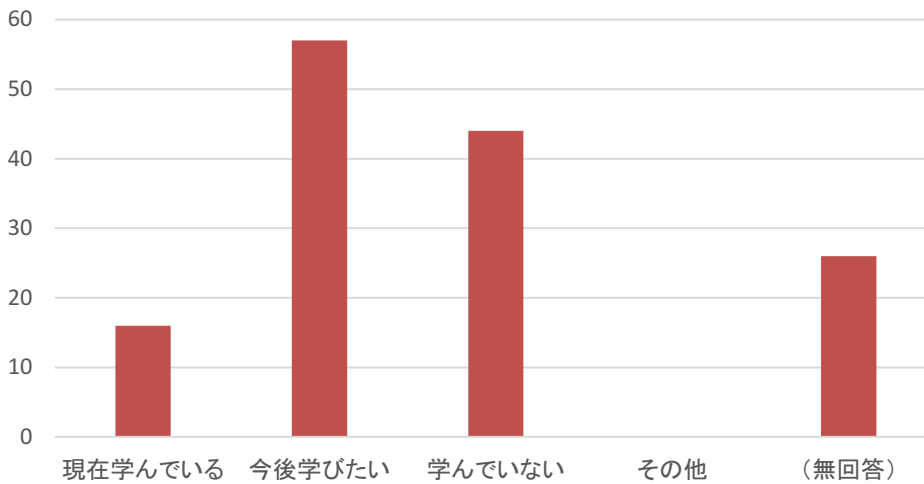
不自由しない	20
簡単な漢字程度	63
ひらがな・カタカナ程度	45
全く読めない	13
無回答	16
回答合計	157

21. 日本語を書くこと



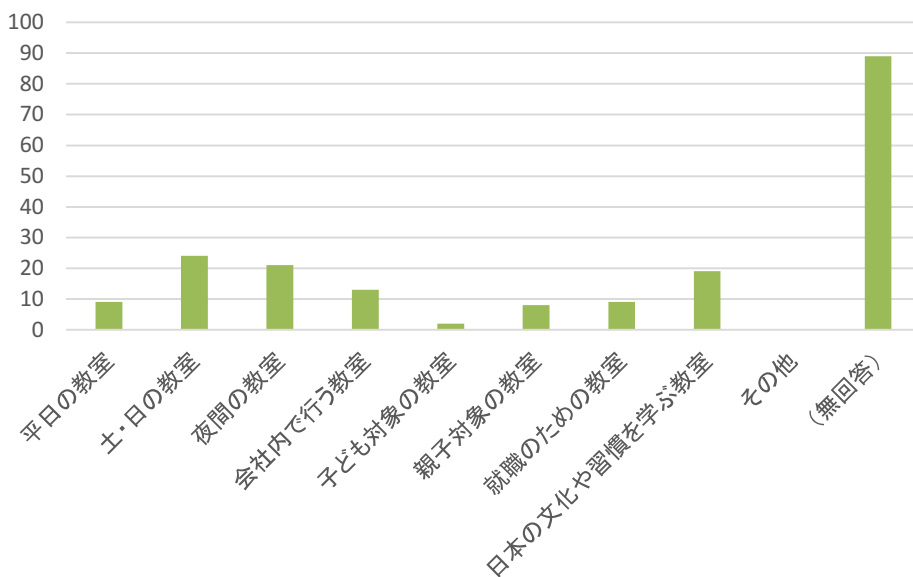
漢字が書ける	29
ひらがな、カタカナ程度	62
全く書けない	26
無回答	40
回答合計	157

22. 日本語教室への通学



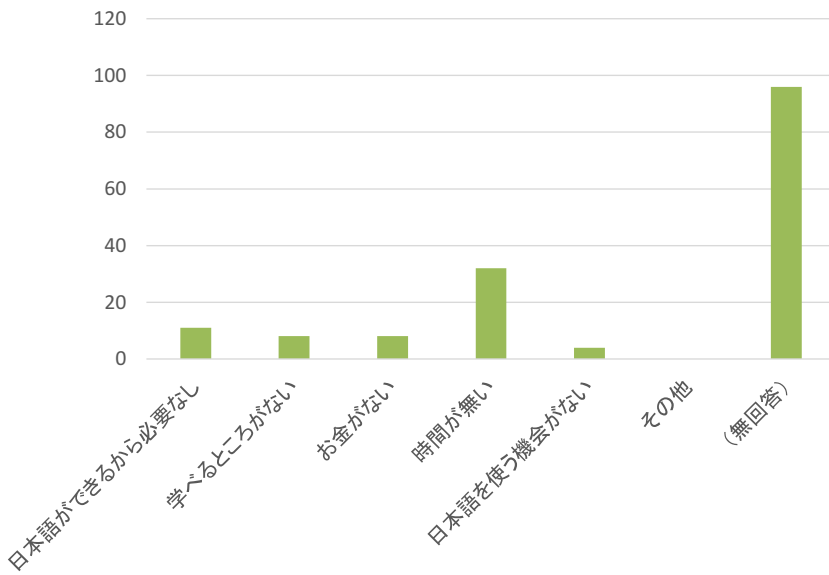
現在学んでいる	16
今後学びたい	57
学んでいない	44
その他	16
無回答	24
回答合計	157

23. 日本語教室の希望



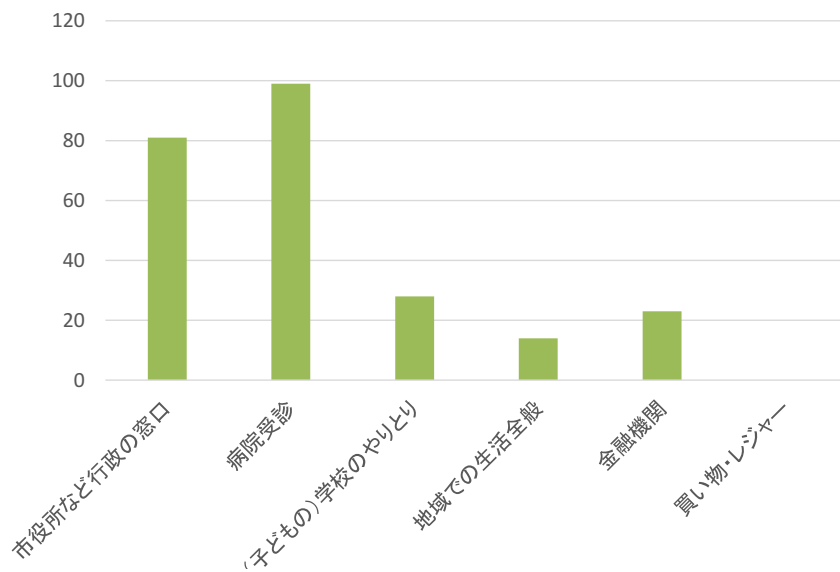
平日の教室	9
土・日の教室	24
夜間の教室	21
会社内で行う教室	13
子ども対象の教室	2
親子対象の教室	8
就職のための教室	9
日本の文化や習慣を学ぶ教室	19
その他	0
無回答	89

24. 日本語を学ばない理由



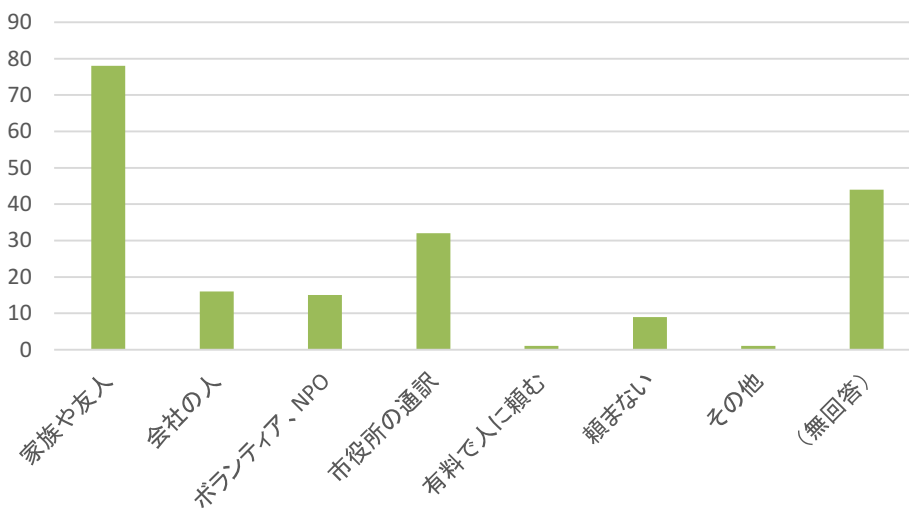
日本語ができるから必要なし	11
学べるところがない	8
お金がない	8
時間が無い	32
日本語を使う機会がない	4
その他	0
無回答	96

25. 通訳の必要を感じる時



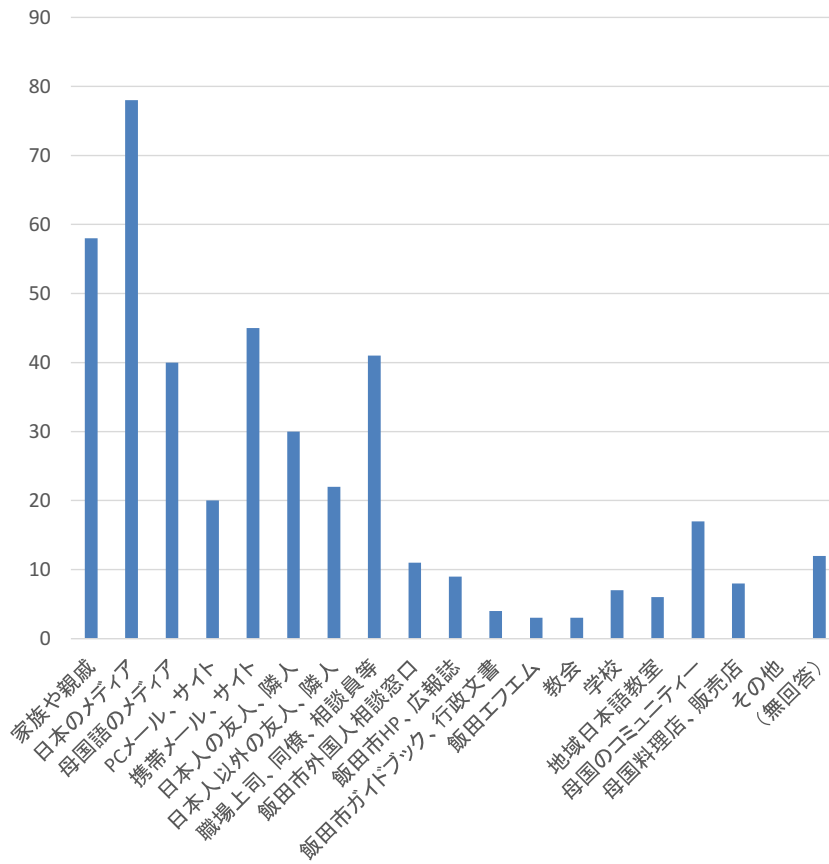
市役所など行政の窓口	81
病院受診	99
(子どもの)学校のやりとり	28
地域での生活全般	14
金融機関	23
買い物・レジヤ-	0

26. 誰に通訳を頼むか



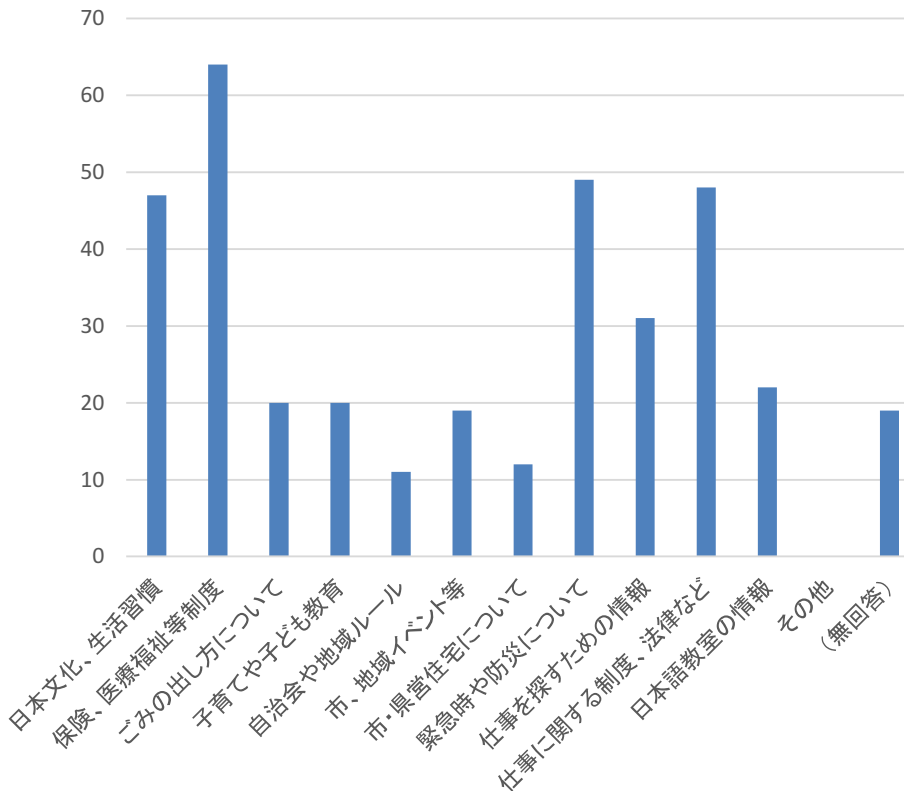
家族や友人	78
会社の人	16
ボランティア、NPO	15
市役所の通訳	32
有料で人に頼む	1
頼まない	9
その他	1
無回答	44

27. 情報の入手先



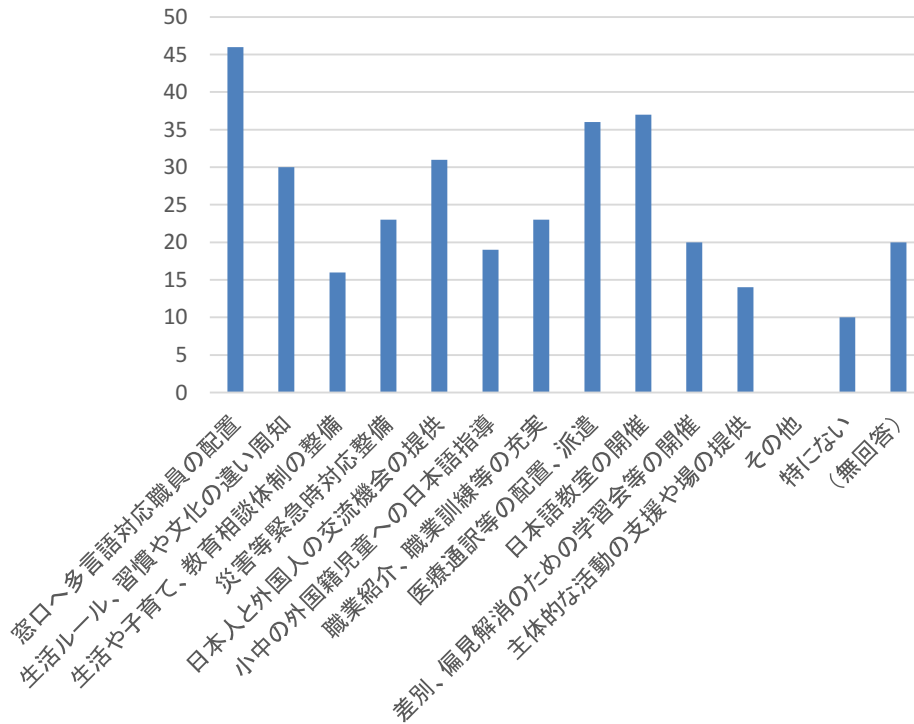
家族や親戚	58
日本のメディア	78
母国語のメディア	40
PCメール、サイト	20
携帯メール、サイト	45
日本人の友人、隣人	30
日本人以外の友人、隣人	22
職場上司、同僚、相談員等	41
飯田市外国人相談窓口	11
飯田市HP、広報誌	9
飯田市ガイドブック、行政文書	4
飯田エフエム	3
教会	3
学校	7
地域日本語教室	6
母国のコミュニティー	17
母国料理店、販売店	8
その他	0
無回答	12

28. 必要な情報



日本文化、生活習慣	47
保険、医療福祉等制度	64
ごみの出し方について	20
子育てや子ども教育	20
自治会や地域ルール	11
市、地域イベント等	19
市・県営住宅について	12
緊急時や防災について	49
仕事を探すための情報	31
仕事に関する制度、法律など	48
日本語教室の情報	22
その他	0
無回答	19

29. 行政への要望



窓口へ多言語対応職員の配置	46
生活ルール、習慣や文化の違い周知	30
生活や子育て、教育相談体制の整備	16
災害等緊急時対応整備	23
日本人と外国人の交流機会の提供	31
小中の外国籍児童への日本語指導	19
職業紹介、職業訓練等の充実	23
医療通訳等の配置、派遣	36
日本語教室の開催	37
差別、偏見解消のための学習会等の開催	20
主体的な活動の支援や場の提供	14
その他	0
特にない	10
無回答	20

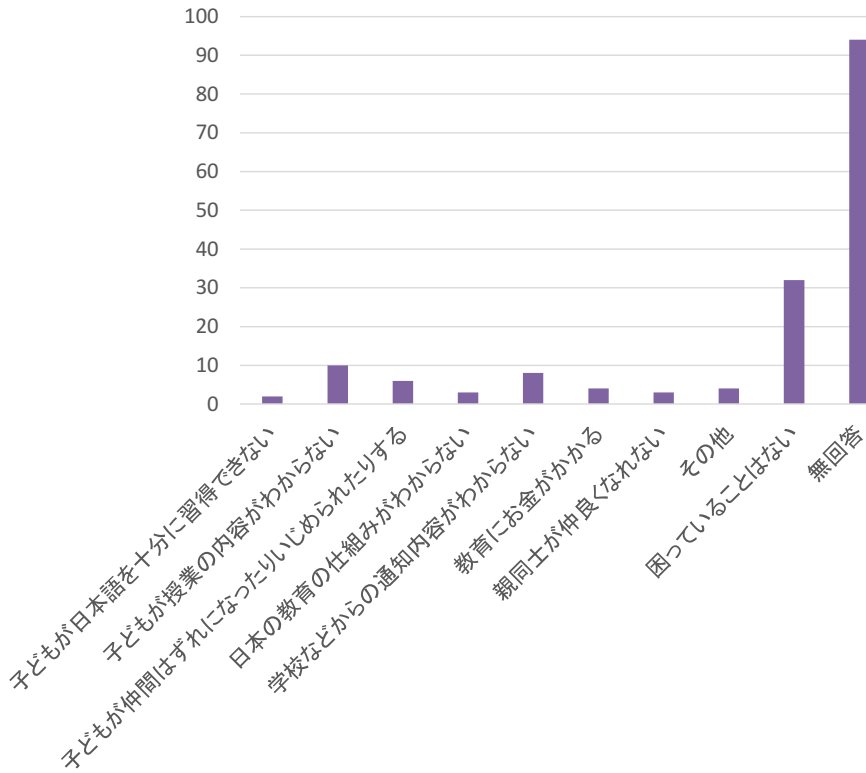
30. 災害への対応

項目	回答数		
	知っている	知らない	(無回答)
緊急時消防への連絡方法	113	36	8
災害情報の入手方法	108	38	11
災害時の避難場所	100	42	15
	している	していない	(無回答)
非常時持ち出し用品の用意	88	57	12
家具等転倒防止対策	84	60	13
	決めている	決めていない	(無回答)
災害時の家族等との連絡方法取り決め	80	61	16
	参加したことあり	参加したことない	(無回答)
地域の防災訓練への参加	71	64	22

31. 子どもの人数、年齢

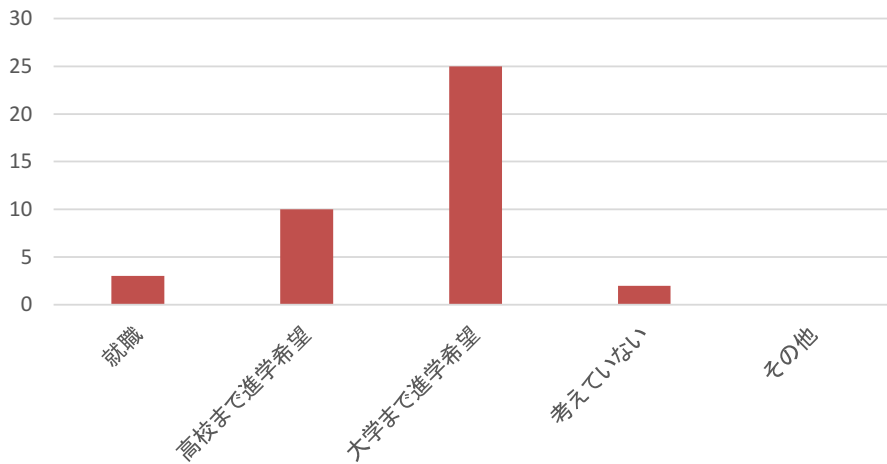
項目		1人	2人	3人	4人以上
日本に在住	0～5歳	21	3	2	0
	6～15歳	24	9	1	0
	16歳以上	10	3	2	1
母国に在住	0～5歳	2	1	0	0
	6～15歳	2	0	0	0
	16歳以上	3	0	0	0

32. 学校で困っていること



子どもが日本語を十分に習得できない	2
子どもが授業の内容がわからない	10
子どもが仲間はずれになったりいじめられたりする	6
日本の教育の仕組みがわからない	3
学校などからの通知内容がわからない	8
教育にお金がかかる	4
親同士が仲良くなれない	3
その他	4
困っていることはない	32
無回答	94

33. 中学校卒業後の進路



就職	3
高校まで進学希望	10
大学まで進学希望	25
考えていない	2
その他	0

34. 地域貢献・地域活動協力



はい	85
いいえ	28
無回答	44
合計	157

■ はい ■ いいえ ■ 無回答